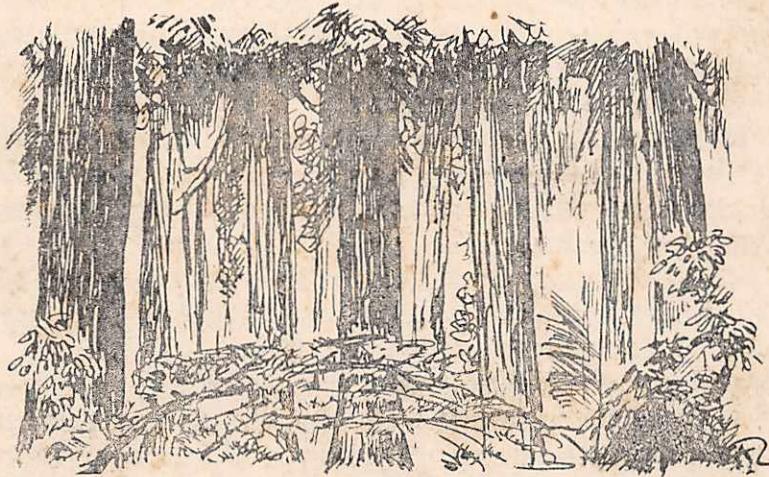


林業技術



主要記事

卷頭言・規整ある自由 (表2)

× ×

民有林經營に對する一考察 瀬川清 (1)

所謂フアーニス勸告と一害蟲研究者の覺書 中野博正 (4)

昭和二十五年度の木材有効需要量に關して 大迫壽男 (12)

漆樹植栽の根本方策 三鼓幸三郎 (13)

× ×

森林と隨筆 成澤多美也 (23)

偶感 芝田隆雄 (24)

アメリカ便り (1信・2信) 長井英照 (3・21)

新刊紹介 山田金治 (25)

九州支部總會 (26)

昭和25年度林業専門技術普及員資格審査課題 (27)

× ×

關西支部總會 特別講演 世界情勢と日本 高橋信三 (29)

雜報・會務報告

105



Forest Techniques. 105

Published by

Japan Forest Technical Association.

卷頭言

規整ある自由

昭和25年参議院議員の選舉に當り、林業界の總意に基いて三浦辰雄氏が全國區から出馬を決意すると同時に、斯界の各部門から個々に數氏の立候補を見た。このとき我々は全國5倍半の立候補者に伍して、能く林業代表人の幾何が當選を期し得るであらうかを疑ひなき能はざるものであつた。何となれば我々社會には全面的につながりのある選舉對策を持たなかつたからである。

選舉戦の跡を顧みると、序盤の形勢は何れも放たれた矢の如く自信満々、勝敗の數は逆賭し難いものがあつたが、中盤戦となつてから漸く布陣の批判が加へられるやうになり、實力の懸隔が感知せらるゝ域に達し、終盤戦では概ね大勢の趨く處が判定出来るやうになつた。而して三旬に亘る劇烈なる戰ひの決算は遺憾乍ら全面的の勝利を誇り得ない結論に到達した。

元來林業界の持つ全國區の有効投票數は50萬程度であつて、從つて妥當なる立候補數は最大限3名、確實2名と推斷するのが我々素人にも分る常識であらう。こゝで私は今更卑劣なる結果論を持出して云々するものではないが、昨年來本會有志が主張して林業界の政治力強化のため、代表選出に對する選立防止の調整策を携へて各方面の幹部に呼びかけた當時の經驗に徴しても、今回の結果は餘りにも當然すぎる遺憾事であつたと云へやう。當時これを強力に推進し得なかつた原因の一は黒の生えた自由放任論の横溢と、二には選舉運動の拘束法令による本會活動の停止であつた。後者については大きな國家目的を包含する立法措置であるから、その是非は今日論すべきではないが、前者については全く我々社會の負ふべき責任であり且我々の持つ大きな弱點であることをこの際同人間で厳しく批判し、再認識し、猛省しなければならない。

則ち“規整ある自由”が近代感覺を持つ現代人の正しい道であることを知り且これを忠實に實踐し得たならば、熱烈なる林業同人の投票は極度に無駄を省き得たばかりでなく、内輪戦に消耗するマイナスの力を、斯界勢力の防衛と對外伸展のプラス面に振り向けることが出來たであらう。その結果は當選の榮を荷ふ代表は恐らく倍數に上つたであらう。要するに無責任なる自由放任は浪費による自力の減退と、外壓に對する抵抗力の低下によつて、遂にその社會は萎縮消滅せざるを得ない結果に陥るは必然である。勿論“規整ある自由”は單に政治力強化の面ばかりでなく、凡ゆる林業施策を遂行するに當つて我々が特に反省すべき重要事であらうと信ずる。

廣汎にわたる林政・林業・林産に正しい理解を持つ専門代表は、その數に於て未だ極めて寥々たる觀がある。我々の政治力強化伸長のためには、選舉を平時の常務とし、公示選舉期間をその決算期と考へるべきであつて、これがためには常に“規整ある自由”的に良心的な着意を持つべきである。

幸に絶大なる林業同人の支持を得て全國區地方區に於て當選された三浦辰雄氏その他林業議員諸氏の責任は極めて重大である。偏に自重自愛斯界に應ふる處の大なるものあるを期待すると共に、尚これ等諸氏が國會に於て十二分の活躍を圖るため倍舊の支援を提供せらるゝやう同人に冀願したいことを附言して擱筆する。

民有林經營に對する一考察

瀬川清

はしがき

我國森林資源の現況については、茲に喋々するまでもないが、其面積は全國土面積37,000千町の67.5%に當り、
フィンランド(71%)につぎ、ペルー(62%)、ビルマ(58%)、
スウェーデン(57%)、コンゴー(53%)の上位にある。

然るに、我國は南北に狹少なる島嶼で、而も中央部に
3,000米以上の高山群が縱走し、平坦地僅に15%に過ぎ
ざる急峻なる地形である。

加之、地質脆弱、空中湿度高く、年間1,200耗を超える
多雨量と季節的暴風は年々膨大なる洪水の災害をもたらして
ある。

更に水源たる森林資源の減少は林地崩壊に拍車をかけ、
多量の土砂は急流河川を流下し、耕地の流失、埋没、其他の
被害を招來し、年々歲々累増の傾向にある。

一方近年の過伐は標準年伐量を超え、爲に昭和23年末に
於て造林未済のまま放棄されたる面積は、國有林310千町步、
民有林1,370千町步、公有林野官行造林豫定地40千町步
計1,720千町歩の多きに達し、其上今後薪に發生する
要造林地は、年々540千町歩と豫想されてゐる。昭和24年度
標準年伐量 用伐林97,000千石、薪炭林91,300千石、
計188,000千石を以てすれば既開發林33億石(生長量90,
989千石)は34.4年、未開發林を含めた利用可能林49億
石(生長量116,765千石)は68.7年にして消盡されると
云はれてゐる。爰に國土保全と林産物供給調整の急務が強
調され、漸く世人の注目を浴びつゝある所以である。

去る2月25日總司令部から林野廳係官に與へられた書
翰は、今後の林業經營に對し重大なる轉機を示唆するもの
である。政府はこの勸告に基き着々構想を練りつゝある
が、以下民有林を中心として、林業經營の方向につき些か
検討を加へ、多數諸賢の御叱正と御教導を仰ぎたいと思ふ。

第一 伐採規正の問題

國土保全の見地から營林の監督が強調され、民有林に對
し森林經營單位毎に森林技術者を配置し、政府の責任に於て
森林計畫の作成及び遂行をなさんとする案が進められて

ある。

1. 森林の公益性

森林の公益性については
今更論ずるまでもないが、
凡そ民有林所有の沿革は

- 個人にありては父祖
傳來の繼承であり、貯
蓄的意義をもち、不時

の支出に備へ

- 法人にありては、バルブ、坑木、其他原料供給源の
確保に備へ

居る事、論を俟たざる處にして、その經營は飽迄私益に立
脚して爲され來つた事は否めない。國家が權力により公益
優先を強制せんとすれば、これより生ずる所有者の損失は
當然國家が補償し、又第三者に對する保護の途が講ぜられ
ねばならない。

斯る裏付なくして義務のみ所有者に負はしむるは壓制に
ひとしく輿論の支持は得られぬであらう。

2. 森林組合の必要性

我國民有林の所有形態は一所有者平均2.28町歩であり、
面も20町歩未滿のもの65%を占むる現況は之が實態の把握
を困難ならしめ、更に營林の監督の困難性を物語つて居
る。

森林所有者が森林經營の合理化を圖る目的を以て任意に
團體を結成するのは當然であるが、この場合は飽迄自主的
運営と組合員の利益が伴はなければならぬ。

新に構成される森林組合は強制加入を原則とする點に
於て政府の出先機關たる性格が強い。

從つて自主的運営はあり得ず、政府の便宜即ち國の要求
する公益性の渗透をはかる機關にして私益は二次的意義し
かもたない。

斯る組合の經費を組合員各個が負擔せねばならぬと云ふ
事は如何にしても了解しがたい。所有者の私益本能を無視
して公益のみに重點をおくなれば組合の費用は當然國費を
以て賄はれるべきである。

千差萬別の所有者を悉く強制加入せしめた組合が組合員
に還元すべき何物も有せぬとあつてはその設立の魅力は皆
無であらう。

3. 森林計畫編成

森林計畫編成の責任は政府にあるを原則とし、府縣又は
地方自治團體に委任し得る事を規せんとの案なるも斯る所
有權干犯の權限は政府のみに限られるべきである。

更に實行擔當者として配置せらるべき森林技術者は、其
の負ふ責任の重大性よりすれば、眞摯且つ公正なる人材が
要請されるが、果して期待し得るであらうか。

今假に一施業單位を1萬5千町歩とし、各單位毎に2名

(筆者) 三井木材工業株式會社山林部長代理

の技術者を配置するとせば（北海道有林、山梨縣有林を除き）約2,000名の多きに達する。

技術者は官、公吏より轉換せしむるか、森林組合又は民間より登用する事となるであらうが、斯る多數の人材が容易に得らるゝとは信じられない。施業調整が民有林に特に必要であるのは事實であるが、森林配置が國有、民有大牙錯雜してゐる現状に於て、全森林を一貫した森林計畫が樹立されず、國有林のみ之が境外に立つのは當を得て居ない。

宜しく國有林も日本林業のため一臂の力を致し、營林機關たる營林署、乃至林務署の機能を擧げて民有林の經營の側に當るべきである。かくすれば新に技術者をおくよりも更に効果的であり、又實際的であらう。

從來兎角國有林と民有林とは林道設定、造林等に於て施業の不連絡を生じ之より来る缺陷が隨處に露呈されて來たが、施業調整の面より之が缺陷は完全に拂拭されねばならない。

斯くすることに於てのみ國土の保全、林產物の供給は時宜を得、產業界に占むる林業の地位も自ら向上するであらう。

4. 開發の普遍化

林野の荒廢は水源と云はんよりは中流以下聚落附近の既開發林に甚しく、反覆收穫其極に達し地力減耗せるに反し未開發林は殆んど經營對象の境外にある。

我國木材の需要は例へ全林野を完全利用するとしても生長量を上廻り、供給力は悲觀的である。

然し國土保全の見地からも、森林資源の開發は普遍化され死蔵の未開發林は早急に解消する様に努めねばならぬ。

この爲には開發の基本となる林道網の擴充が急がれねばならない。

產業基盤たる道路の現状はひとり林業のみならず、道路法に定むる基幹線に於てすら、總延長の1%より鋪裝化され居らざる事實に照しても、其困難性は一しほでありそれ丈之が完成の待たれるや切なるものがある。

特に農山村の枝葉毛管道路は資源の經濟効果に直接寄與するものなれば之が實現に最大の努力が拂れなければならぬ。

若し現状のまゝ推移するならば奥山は依然不經濟林の地位を脱却するを得ず、國土保全上由々しき事態招來は明白の理であらう。

第二 造林促進の問題

伐採規正に對し反面造林促進の問題がある。造林の必要性については、何人も否定する事は「來ぬが、之が推進には尙幾多未解決の問題が解析されねばならない。

1. 所有權の不安

緊急開拓による木墾地、牧野の買收、農耕法に基く借地權の設定、民有林の細分化案、林野の國家管理乃至國有案等、一連の問題は戰後思想の混亂と共に民有林所有權の不安をもたらし經營意慾を極度に沮喪せしめた。

37,000千町歩の國土に80,000千人てふ、世界に類例なき稠密なる人口を抱えた我國としては、海外移民の許されざる限り狹少なる國土に蠶居せざるを得ず、人口問題の解決こそ戰後我國に課せられたる最大の命題であらう。

第一には生存權保證の食糧確保がとり上げられ、連合軍に之が放出を懇請すると共に、昭和21年11月閣議決定をみた緊急開拓事業實施要領に基き、既耕地550萬町歩に新しく155萬町歩の開拓と10萬町歩の干拓による耕地造成を以て主食1,200萬石の増産を期したるは周知の通りである。

然るに平坦地1%に不過、我國にあつては、耕地の限界は既に山地に達し居り、從つて新たに造成される耕地の對象は殆んど急峻なる林野に向けられ、更に土地獲得を畫する一部勢力は之を千載一遇の機として策動し、爲に幾多の問題が續發し、未だにその迹を絶たざるが現状である。

戰後の食糧事情は國內の自給體制確立亦止むを得ぬ處であつたが、農業的見地のみより進められた開拓の實情は時に常軌を逸し、急峻山岳のみならず營々辛苦の造林地をも買收するの暴舉に出で、怒濤の如き開拓攻勢は全國土を農一色に塗り潰すやの危惧すら抱かしめた。

林業經營者とても適正なる開拓の推進に協力を惜しまざるものではあるが、我國には未だ適正なる土地分類なく、農林の分野確然たらざるが現状であるから、斯く一方的な開拓事業には全幅の協力をすることは出来なかつた。其後再三に亘る當事者の改善に對する努力も、勢立つた農地委員會の銳鋒を柔げたる事は出來ず、所有者は相も變らず買收攻勢の應接に寧日なき狀態である。

素々我國農業は地勢上小規模經營であり、農地改革の進行、相續分割による今後の細分化は避け得られぬ處であり、從つて地力は益々放棄せられ、世界農業に伍しての經濟力競争は不可能に近いであらう。

一時的な農政のため行はれる無暴なる開拓は、やがて農民自らの上に最大の不幸をもたらすであらう。

關係當局は土地利用區分を早急に明確にし所有權の不安を解消しなければならない。

2. 資金の涸渇

新潟縣の杉造林地（伐期0年）の例では總收入18萬圓で、諸稅公課は半額以上の97,402圓である。これが40年の粒々辛苦した結果である事は造林者は甚だ慘めである。從つて伐採收入より還元すべき自己資金は皆無であり他人

資本供給の途が講ぜられねばならない。豫算經理の國有林でさへ造林事業が遅々として進捗せぬ現状では、民有林の造林事業の困難性は想像に難くない。

他人資本の供給源については、市中銀行、興業銀行、勸業銀行、農林中央金庫等のルートが考へられるが、市中銀行は其性格より此の種資金は不可能であり、興銀は重工業に指向し、勸銀は中小商工業の不動産擔保金融の域を出でざる現状では、頗るの綱は農林中央金庫一行のみである。

然るに從来、農林中金の林業部門に對する援助は期待に反し常に農水產に壓迫されて來た事實からすれば、林業の長期資金は獨自の林業金庫設立するに非ざれば解決されざるものと斷言して誤りないとこらであらう。

政府の造林5ヶ年計畫によれば、昭和24年度以降民有林の造林豫定面積は、人工植栽 1,347,500 町歩天然更新 178,000 町歩となつてゐる。

今町管りの所要經費を人工植栽 66,280 圓(手入を含む)、天然更新 3,500 圓(5年分のみ)として計算するに、元金丈でも總額 900 億圓の多額に上り、年々の所要額頭當10年間は 50 億以上となる。政府は前記資金源の外、先般對日援助見返資金の導入を圖つたが、其額は最高 10 億圓よりも使途は初年度の人工植栽費に限定され2年度以降の手入費は考慮されなかつたのは盡龍點睛を缺く憾があり、關係者の失望する處であつた。

造林資金は前記の如き膨大なる資金で、而も年々繼續されねば其効果なきものであるが、從來關係筋の認識が淺く、又當事者の啓蒙も足りなかつた。

國土の 67% を蔽ふ森林の比重は大いに評價されねばならず、我々としても今後携ざる努力を續け、林業金庫の實現に努力する要がある。

3. 探算の難點

新潟縣の杉人工造林(3,000 本植伐期 50 年) 收支計算によれば、金利年 2.5% の場合 2,794 圓の利益を得られるも、

之が 3% となつた場合は 45,283 圓の損失となる。

造林事業は多額の資金を長期間投資して而も企業利率の低い事は既に周知の通りであり、金利も 2.5% が限界點であるから、政府の利子補給と云ふ保護政策のない限り、現下の高利な銀行資金は利用出来ない。

又植栽後間伐迄は植栽木は苗木とも用材ともつかぬ中途半端なものであり、生長量と云ふ利息はついてあても、それ丈を年々抽出するわけにいかぬ。

即ち間伐迄は換貨價値のない經濟的盲點であり、他に類例のない特性である。

此間造林者は農業、林產業、礦工業等他企業の收入によらなければ生計を維持して行けない。以上の理由から造林事業促進の鍵は、所有權の不安を速に解消し、低金利の融資を講ずる事にある。

むすび

未墾地、牧野の買收 造林事業法案 造林金融措置、稅制改革、森林法改正等 1ヶ年間を回顧した丈でも林業界には相次いで幾多の問題が山積された。

之等問題は官民の努力にも拘らず、關係筋の了解が得られなかつたり、當事者の熱意の缺如から抜本的解決が與へられず、常に後日に譲られてゐる事は誠に遺憾である。

產業資源の寡少は最大の不幸であり、林業問題の解決にも幾多の隘路があり、特に長期に亘る林業對策の推進は容易ならざるものがある。

林業と雖も他產業に孤立して成立し得るものに非ず、相互關連性は篤く検討され、關連產業の調整が圖られねばならない。

この爲には林業技術者は一切の行懸りを排除して大同團結し、日本林業發展の推進力となるべきであると痛感される次第である。

八年こそ我國林業界にとつて重大なる年ではなく、其我々の責務も又大なるものがあると信ずる。以上(25.4.10)

アメリカ便り(第一信) 長井英照

5月1日 Cass Lake, En'ion Hotel ニテ

去る5月1日 Seattle に安着しました。横濱港を出て13日目でアルセシャン方面を通過して來ましたので、海上は穏かでしたが寒氣は身にこたえました。でも軍用船の1等待遇で4人が1室を割當てられ、比較的退屈もなく元氣で大陸の人となつたことを仕事乍ら御安心下さい。

Seattle で1泊しまして、陸軍少佐から旅行上の注意を受け、翌日大陸横断鐵道 Fullman に乗り、丸2日間で漸く最初の觀察地として指定せられてゐる、St. Paul 市の Lake Statas Forest Experimental Station と Minnesota University を見學しました。米政府から既に連絡がありますので、公用自動車で案内してくれますので、萬事好都合です。一行5名の中、私が Leader ですが會話の出來ますのは昭和4年出の那須敏朗氏と、涉外係の田中秀次郎君で、東京營林局の岡島良郎君外は單語を並べる丈です。それでも買物や食事、宿のボイ・使い位は何の心配も要らぬとは不思議なものですよ。現在5湖の附近にゐまして、主として國有林の造林、防火、施業案等を調査してゐます。こゝは50年の歴史をもつ Chippewa 國有林で、Canada 國境ですから、今尙林内には雪があり、今年は1ヶ月位氣候が遅れて

ある由で、附近に澤山ある湖水は結氷しています。明日は獨逸から來てゐる3人と落合つて3日間同一ヶ所の現地案内を受けます。當 Chippewa 营林署は、東京營林局面積の約倍で32萬町もあるのですが、職員は20人位で、擔當區員 Ranger 8人で、米國では集約な模範營林署だそうです。

警防施設は美事なもので風致地區になつてゐるので、保護撫育に主力を注いでゐます。造林は Red pine, Jack pine が主で、天然更新が成功してゐます。職員は大部分自家用車で通い、吾々が一寸出掛けるのにも乗せてくれる親切さです。何と云つても丘陵性の森林で、道路は美事なものですから、管内を端から端へ自動車で、1時間半で行けるそうです。恐らく日本だつたら半日位かかるでせう。無電もあれば航空測量もやると云ふ貝合で、一寸應用が出来ないですよ。林相は思った程大徑木ではなく、何れも第2次林型で開墾地が澤山見受けられ、放牧場も各地にあります。製材工場を見學しましたが、製函工場で 300~400HP マツ類 モミ類、トウヒ類の外に、Aspen...Populus を利用してゐるのを興味深く見受けました。Aspen は當地方に豊富にある廣葉樹です。物價は相當高いと思います。東京と較べて決して安くありません。洋服 \$40~70, ケツ \$5~12, 夕食 \$70~1.30 朝夕食 \$30 宿 20~30, 自動車 50年型 \$2,000 位。營林署長年俸 \$6,800 女事務員 \$2,500。今月一杯 Lake States に滞在して、6月上旬 Washington D.C. へ行き、T.V.A. を観察する日程になつてゐます。西部海岸は7月上、中旬の齧途観察します。(以上)

所謂ファーニス勧告と

一 害蟲研究者の覺書

中野 博正

目 次

- 一、まえがき
- 二、ファーニス勧告の經緯
- 三、勧告案とその註譯
- 四、餌木に就いての論議
- 五、むすび
- 六、文 獻

一、まえがき

林野廳研究普及課から普及通信 Extension News と言ふ、4 頁大の印刷物が發行されて居る。昭和 25 年 3 月 15 日發行同紙第 3 號の巻頭に「連合軍最高司令部 N.R.S. の日本に於ける森林害蟲驅除に關する勧告の概要」と題して重大な示唆を含んだ 19 項目 (A-S) の勧告文が掲載された。又農林時報第 9 卷第 4 號 15 頁にも同文が載せられて居る。諸氏は既に御一讀の上その結論的事項に就いては一應御了承の事と思ふ。唯この箇條的に要約された條文には種々複雑な問題がからんで居て、只通り一遍の読み流し程度では多分に誤解を招くおそれがある様に思はれ、少しく補足説明しなければならぬかと考へるのである。

1 月 18 日(水)この勧告案の立案者であるロバート・L. ファーニス氏を圍む座談會の席上、兵庫縣林務課長中岡義雄氏が「永年森林害蟲特に松くい蟲と取組んで來た自分達の經驗に照らして、今回ファーニス氏の御意見は一つ一つ自分達の考へと相反するものであり、その眞意の了解に苦しむ」と述べられ、又山梨縣山林部長樋木治郎氏が「山梨縣の様にマソノキヒムシを主體とする被害地に於いては先程試験場中野技官(筆者)から説明あつた様に餌木誘殺法以外に最適の方法はない」と信ずるが、マソノキヒムシは驅除しなくてよろしいとか、餌木は奨められないとか言はれるレアーニス氏の御意見については民間指導の立場にある吾々にはその眞意をつかむことが出来ない。」と論述せられた事からもこの勧告の眞意を了解する事は仲々容易でない事が窺へるのである。

筆者も兩氏の御意見には全く同感であり。1 月 21 日(土)再び直接 N.R.S. 林業部の門をくぐり、ファーニス氏と譲論したのであつたが、その結果同氏の眞意と概要に示めさ

れた表面の文意とに大きな喰ひ違いのある事を知る事が出來た。茲にその内幕の一端を述べ眞意の把握にいさゝかなり共御役に立てばと愚考した、本文はあくまで勧告の精神を汲まんとする所謂アンデパンダンな氣持から書かれたもので、單に反駁の爲でない事を特に強調して置き度い。

二、ファーニス勧告の經緯

日本に於ける森林害蟲の内ヤツバキヒムシ *Ips japonicus* Niijma マツカレハ *Dendrolimus spectabilis* Butler カラフトマツカレハ *Dendrolimus albo-lineatus* Matsumura 等の被害はその規模の大きな點で屢々引合に出されて來たが、特に松食蟲被害は前述の被害規模を遙かに凌ぐものであり、單に松の用材乃至薪炭材の資源枯渇の問題に止まらず、觀光日本に於ける唯一の風致確保や水害防止の國土保安の問題、マツタケ生産の問題、松脂採集の問題等々とからまり林業技術者の重大關心事となつて居る。それは被害量や影響範囲の廣大な點に加へて地域的には南九州の南端、鹿児島から北は北海道、道南地方に至るまでの實に廣大な面積を覆ひ、當事者にとつては日夜忘れ去る事の出來ない問題とまでなつて居る、松食蟲の被害は意外にその歴史が古く、明治 36 年九州の一角、福岡縣遠賀郡岡垣村及び長崎縣佐世保市附近に發生した被害が記録上最も古く、それを最初のものと見做せば、既に 50 年の古い歴史をもつ事になり、又現在の被害の濫觴をなす兵庫縣下の被害にしても昭和 4 年頃から胚胎したと考へられて居る。尤も詳しくは大正 10 年頃から赤穂郡那波町(現在は相生市的一部)の八幡神社境内の松が若干枯れ初めたのが最初のものと言はれて居る。この様な長い期間に於いて未だその確固たる防除対策の立たなかつたのはこの害蟲が如何に難物であるかを如實に物語るものであらう、唯これを害蟲研究者の怠慢に歸し、又は森林害蟲關係に從事する人々の責任に轉嫁し、根本問題の検討なり解明なりと回避する行き方は再考を要するものであり、大いに過去を反省し、少くも吾々林業技術者は眞摯な氣持をもつてこの處理に當らなければならぬと思ふのである。

この重大な時期に連合軍最高司令部 N.R.S. ではその道のエキスパートである U.S.A. 農業省昆蟲並びに植物防疫局技師ロバート・L. ファーニス氏を派遣し、日本に於ける森林害蟲の被害並びに防除の實態を調査せしめ、その眞摯な意見を徹しようと企圖した事は科學的政治のあらわれと

して全く適切な處置と考へられるのである。ファーニス氏は森林昆蟲學畠の人であるが、現在は農業省の害蟲擔當官として日本の總面積に匹敵するカリフォルニアとアラスカとの廣い森林地帯を受持ち、發達した害蟲驅除技術に依る森林保護の體験を積まれて居る。僅か三ヶ月の観察期間に日本に於ける森林害蟲驅除の實態を略々完全に把握し、貴重な勧告を寄せられた事はその洞察力の優れた點に於いて敬服の他はない。

同氏は昭和24年10月より主として西日本の松食蟲激害地を観察し、同年12月28日(水)には林野廳の要請に應へて「松くい蟲防除用餌木に關する會議」に列席の上貴重な意見を出されたのであるから、この時既に氏の肚の内には勧告案即ち観察報告の骨子は出來上つて居たのであらうと思ふ。越えて1月上旬、同氏は小島俊文博士を伴つて四國地方の観察をされた。之に依つて更に案に對する最後的決意を固め1月2日前記の勧告となつて同氏の報告が出されたのである。

同氏の意見の骨子は凡そ森林害蟲の驅除は害蟲の發生量に着目すべきこと、害蟲の個體數密度 Population が比較的多いか、少いかに依つて防除するかしないかの態度を決すべきもので Population の少い被害地では防除の必要はないと言ふ考へ方をもつて居る。その精神は勧告の概要Aの項目に先づ明示された。即ち日本に於ける被害甚甚な縣は岡山を筆頭にして熊本・鹿児島・宮崎・兵庫・山口・長崎の諸縣であると指摘した。又勧告には抹殺されたが、同氏が座談會の席上口述された所では Myelophilus 屬、Cryphalus 屬等第二次的害蟲は驅除の必要を認めないと言はれたが、それは主として Population の問題とからみ、該屬の昆蟲を第二次的害蟲と見做したことから出發して居る事はその後同氏との對談の結果判然としたのである。

Myelophilus 屬と言ふのは Mylo. Piniperda L. マツノキクヒムシ、Myelo. minor Hartig マツノコキクヒムシを指し、Cryphalus 屬と言ふのは Cr. fulvus Niijima キイロコキクヒムシ、Cr. oblongus Niijima アカマツノキクヒムシ、Cr. piceae Ratzeburg トマツノキクヒムシを指して居り、日本の害蟲研究者は寧ろこの種を害蟲の列に推して居る。最近 1943 村山讓造博士は兵庫縣下の試驗地に於いて調査された結果を「昆蟲」第17卷、第1號に發表されたが、それに依ると從来マツノキクヒムシの後食害と見誤られた被害の内にタウヒノヒメキクヒムシ Pityophthorus jucundus Blandford の害があり、このものは形態極めて微小なものである。體長 1.5 mm。そして一般には松樹體上の蟲害の變移は形小なものから初まつて逐次大なるものの害に移つて行くもので、マツノシラホシゾウムシやマツノトビロカミキリムシの害は末期のものであると言

ふ事である。松に寄生する Cryphalus 屬昆蟲には前記した種があり、之は從來一般にキイロコキクヒムシと稱呼されたが、何れにしてもその形は微小で村山博士の説から言へばタウヒノヒメキクヒムシに次いで侵入すべき種類と思はれるのである。

一般に害蟲の蕃殖は蕃殖能力 Biotic Potential と環境抵抗 Environmental Resistance の平衡 Balance に依つて規定されるもので、蕃殖能力 B.P. は最初の個體數・雌雄比 Sexratio・產卵數・世代數等の因子から計算することが出来る。

$$B.P = P \cdot Z^n \quad P \cdots \text{最初の個體數} \quad n \cdots \text{世代數}$$

$$Z = \text{雌雄比} \times \text{產卵數}$$

今全く害蟲の居ない土地に初めて雌雄1番即ち2頭のキイロコキクヒムシが入つた場合環境抵抗を1すれば5年目に如何なる結果になるか計算して見よう。この際必要とする數値は $P=2$ 、 $Z=0.5 \times 20$ 、 $n=4$ である。

$$\text{第1年目 } 2 \times (0.5 \times 20)^4 = 2 \times 10^4 = 20,000$$

$$\text{第2年目 } 2 \times 10^4 \times (0.5 \times 20)^4 = 2 \times 10^8 = 200,000,000$$

$$\text{第3年目 } 2 \times 10^8 \times (0.5 \times 20)^4 = 2 \times 10^{12} \\ = 2,000,000,000,000$$

$$\text{第4年目 } 2 \times 10^{12} \times (0.5 \times 20)^4 = 2 \times 10^{16}$$

$$= 20,000,000,000,000,000$$

$$\text{第5年目 } 2 \times 10^{16} \times (0.5 \times 20)^4 = 2 \times 10^{20}$$

$$= 200,000,000,000,000,000,000$$

即ち億兆頭と言ふ天文學的數字が現出するのであつて、その蕃殖能力の高い事は驚歎に値するものである。但し實際には環境抵抗となつて居る物理的因子即ち氣溫・濕度の他、個體數の増加に伴ふ食餌缺乏に起因して營養失調となる事、又は生物的因子即ち天敵等の作用に依り無限の増加は許されない。然し乍ら環境抵抗は何時も蕃殖能力を抑壓するとは限らないから、本種を二次的害蟲として輕視することは根本的に誤りであつて危険である。又マツノキクヒムシは好んで伐倒木に寄生し、立木へは餘り入らないことが筆者の實驗結果からも言へるのであるが、本種は成蟲となつてから枝條部に穿入して所謂後食害をなすので、それが他のゾウムシ・カミキリムシ等を侵入させる誘因となることは充分に考へられ、その實例を認められるのでその疑點に就いてファーニス氏に糾した所、生長量を上廻る後食害が考へられるなら驅除の要があるが、若しそうでなければ必要はないと言明した。この様にマツノキクヒムシ、マツノコキクヒムシ、キイロコキクヒムシ(他の2種を含む)等は日本の研究者の感覺では重大な意義をもつものであるに拘らずファーニス氏は之を重大視せず、むしろマツノシラホシゾウムシとマツノトビロカミキリムシの種類を重要害蟲として居る。この喰ひ違ひは一體何處から來て居る

のであらうか？

筆者はファーニス氏の場合を傍観して居て、如何に優れた研究者であつても害蟲の生活史 Life Cycle の一端を見ただけで、その全てを推す事が如何に困難であるかを痛感するのである。と言つても強ち村山博士の説をその儘容認するわけではないが、少く共ファーニス氏の観察期間が冬期の3ヶ月に止まらず、蓄積期をも含めて半年乃至1年に亘つて居たならば、この喰ひ違ひも或程度縮められたであらうと思ふのである。ファーニス氏は「期間の限定せられたことに依る誤りが若しあつたらそれは許して貰ひ度い」と率直に観察期間の不足を認めて居り、筆者等もそれ以上追求することは同氏に對して失禮である事を認めざるを得なかつた。冬期間のキイロコキヒムシその他は樹皮下に於いて左程大害をなす害蟲とは考へられないので、従つて之を除外した事は同氏の観察期間から見れば當然の事であるかも知れないが、日本の害蟲研究者の様に各地に於いて昆蟲の全期間を通じた観察を行ひ得る者にはそれが不充分であることを指摘出来る様な氣がするのである。

次に同氏は直接驅除は絶対必要な場合に限定して採用し、經濟力・技術力の低い日本の現状では之をより強く反映して直接驅除を徹底させる可きであると主張して居る。勿論林業そのものが企業の一形態であるから採算を度外視した驅除はあり得ないので、あくまで原價 Cost は低廉と言ふ經濟原則にのつる可きであらう。その點同氏特に強調された御意見は充分推察出来る。但し絶対に必要な場合の限界を那邊に置くかの點に至つては各人各様の見解をもつてあらうし、之を數的にきめてかゝる事は極めて困難である。

兎に角ファーニス氏は以上述べた考へから出發して勧告の原案を書かれたものであらうと思はれるのである。

三、勧告とその註譯

勧告の概要は普及通報第3號に掲げられて居る通りであるが以下再録し逐條的に註譯を書き加へて行かうと思ふ。

A. 岡山・熊本・鹿児島・宮崎・兵庫・山口・長崎の各縣に於いてマツクイムシの激烈なる発生を見る。岡山縣に於ける事態は特に重大にして特別なる注意を要する。上記の各縣以外に於いてもマツクイムシは各所に發生して居るが、著しい害を及ぼす程度ではない。

(註) 激害の各縣内にも被害の激甚な地區と輕微な地區があること、他の縣にも將來大發生の恐れのある地區の存在することは注意すべきである。

B. マツクイムシ被害の著しき發生を見つつあるは日本に於ける最も重要な松の生産地である。故にこの驅除は國家的意義をもつ。地方的に言へばマツクイムシの驅除

は更に重要である。何となればこの被害の爲に多くの村がその主なる收入源を失ひ、又この爲治山治水上にも重大な影響を與へて居るからである。

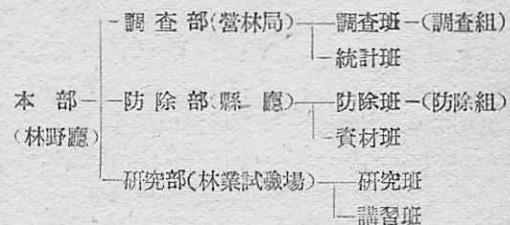
(註) 松くい蟲驅除は國家的意義をもつことを指して居るが、之はDの項目にも反映して居る。筆者が日本林業技術協會の懸賞論文「林業技術の振興について」に應募した「森林害蟲驅除對策」中にも述べて置いた通りでこの點勧告の意味する所には全く同感である。

C. 驅除には二つの方面がある。即ち(1)現存するマツクイムシの數を減らす爲の直接驅除の方法及び(2)より良き林業經營に依る長期驅除の必要とである。

(註) 之は表現こそ違ふが從來日本の研究者達が緊急對策恒久對策と稱したのと内容に於いて全く一致して居る。

D. 現在のマツクイムシ驅除計畫に於ける缺陷は主として組織上の缺陷である。現在個人の森林所有者に負はされて居る驅除の責任を凡ての林地に對して統一ある驅除計畫を行ひ得る所の政府の組織に移すと言ふことが望ましい。この際所有者の所有權を侵害せざる様注意を要する。

(註) 筆者はEの項目に指摘されて居る調査機關の他に防除・研究を一括して次の組織の下に統一すべきことを既に昭和23年に指摘し、その稿は遅れて本年2月の「林業技術」第9號紙上に發表された。



但し日本に於ける民有林の實態は農業的林業の域を脱して居らず、民の利益を無視した政策は永續性がない。

E. 現在に於いてはマツクイムシに關し何等信頼すべき調査は行はれて居らず、従つて傳播の箇所並びに程度に關し信頼すべき資料がない。依つて調査機關を設け驅除計畫作成の爲に年々精確な調査を行うことを勧告する。

(註) 筆者は害蟲に依る被害型より考へ少くも年2回調査の必要があると思ふ。又現在直ちに軌道に乗せて行ふ必要を痛感せられながら、果してどのスタッフをもつて之に當てるかの具體的問題に至つては大いに難點があるのでないかと思ふのである。林產物検査員や縣又は地方事務所の害蟲責任者或ひは本年度より實施される林業技術普及員を之に充てると言ふ提案に對して筆者の率直な考へ方を述べれば、それらの人々とこの調査機關に充當さる可きスタッフの性質は本質的に全く別個のものであると言はざるを得ない。尙害蟲に依る被害型は時期的に見てキクヒムシ型(春型)とゾウムシ型(秋型)の二型がある。

F. (省略)

G. 現在廣く行はれて居る伐倒・剝皮・燒却法 Cut-peel-

-burn method は日本の現状に於いて行ひ得べき最良の直接驅除方法と認められる。

(註) 之には尙疑問の點が多々残されて居る。要するにこの方法で行ひ得る所と他の方法を併用するか全く他の方法に俟たねばならぬ箇所のあることは事實で、その何れを適用するかは技術者の才能に俟つ他はない。

H. 被害木を水中に浸漬する方法もこの種の方法の行ひ得る箇所に於いては良いやり方である。

(註) この方法では伐倒處理法の域を脱して居らず、剥皮・焼却の手間と危険とを除去したに過ぎない。筆者がマツノキヒムノを對象として試験した結果では7日間の浸水で充分であったが、日高氏、佐多氏等の試験成績はゾウムシ類を對象として3週間以上の浸水日数を必要とすることを述べて居る。

I. 日本に於けるマツクイムシの薬品驅除は今まで得たる資料に依れば有効でない。

(註) 之は日本に於けるこの方面的研究の低調である點を指摘して居るのではなくアメリカに於いても優れた方法がない程にこの穿孔蟲類は扱ひにくいものである。又極く優秀な殺蟲力をもつ薬剤でも高價なものや人畜に危険の伴ふものでは使へないとファーニス氏は口述して居る。

J. 被害を受けて居ない松丸太を剥皮せしめると言ふ方法は斯様な経費のかゝる手續はマツクイムシの蕃殖を止むるに絶対必要な最小限度に止むべきであると言ふ見地よりして再検討を要する。

(註) ファーニス氏は之に附け加へてこの様な松丸太でも蟲が入つて来る様になると剥皮せねばならぬと強調した。餌木誘殺法に反対の意見を出された同氏がこの様に蟲の入つて来る時期に剥皮した方がよいと言はれるのは一應廣義の「餌木法」を肯定したことになり筆者には矛盾としか感ぜられないである。同氏は之に對して経費の嵩む點と共に防除組織の不充分な點を擧げて回答した。組織の不充分な點は全く同感であるが、経費の嵩む點では筆者は必ずしも伐倒剥皮焼却法より経費を嵩むとは考へて居ない。

K. マツクイムシ驅除の爲に一區域を皆伐するやり方は不可である。

(註) このやり方は現在某國有林に於いて2割以上の被害地は皆伐すると言ふ方針をとつて居る様であるが、之では單に驅除作業量を増すだけであつて好ましくない。

L. 直接の驅除作業量を可成減らす爲に出来るだけ被害木を搬出利用することが望ましい。

(註) 作業量が過大となればそれだけ驅除が徹底しない事になるが、この爲被害木は早く搬出利用した方がよいと言ふのである。

M. マツクイムシの實際的驅除の爲に餌木を用ふる方法は勧められない。

(註) 之に就いては種々議論が紛糾して居り、結局大規模な實用的試験に依つて證明しなければならぬ段階にまで到達した。この經緯は別章に述べる事にする。

N. マツクイムシ驅除の爲に提案された鳥の巣箱設置も勧められない。

(註) 理由は次の通りである。

1. 松くい蟲を食べる鳥はケラ類（キツツキ類）であるが、之は巣箱には入らない。
2. 巣箱だけで鳥の蕃殖は計れない。他の要素が必要である。

之に對する筆者の考へ方は既に「興林こだま」誌上に開陳した通りである。

O. (省略)

P. 森林施業法の改善に依る間接的驅除のやり方は永久且低廉な経費でマツクイムシを驅除すべき唯一の有望の方法である。日本の森林を唐蟲に對し抵抗力を増さしめる如き森林施業法を發達せしめる爲に强力なる研究計畫の樹てられることを勧告する。

(註) 同感であるがたゞ急激な切り換へは経費の節減とはならないし、之を徐々に施行する時は目下の被害に對して間に合はない懸念があり、餌木問題と同様大規模實用的試験の行はれることは希ましい。

Q. 森林害蟲の驅除に對する國家補助金は國家的に重要にして一般の民衆がその支出された経費に相當した利益を受くべき方面にのみ限定して支出さるべきである。

(註) 某縣に於ける補助金詐取事件（林材新聞所載）の眞偽については筆者等にはその眞相は判らないが、それが眞實でなければ幸である。

R. 本報告に於いて爲された提案を實行する爲に必要な場合には國及び縣の森林法規を改正すべき事を勧告する。

(註) この勧告に基いて「松くい蟲等森林害蟲驅除豫防に關する法律案」が作られ、その要旨は普及通信第3號に載せられて居る。

S. 日本に於ける森林保護専門家が米國に於いて發達せる森林害蟲驅除及び豫防法を研究する機會のより多く與へられる様にすることを勧告する。

(註) この勧告は日本の森林保護専門家にとつて旱天慈雨の觀である。

四、餌木に就いての論議

前年12月28日林野廳の要請により餌木を松くい蟲防除用として使ふことの可否に就いて論議された。出席者は次の通りである。

R. L. ファーニス氏、ワイス氏、村山釀造、松山貢郎、田中秀次郎、T.T. 佐々木
端的に言つて餌木は松くい蟲防除用として獎められないと言ふ結論に達した。その理由としてファーニス氏が擧げたのは次の様である。以下原譯文通り拾つて見る。

合衆國の經驗に依れば餌木は次の理由で松くい蟲防除用としては効果あるものと考へられない。

1. 餌木は全部の松くい蟲を吸収しない。

松くい蟲にとつては餌木よりも立木の方が喰いつきやすい。立木はたとへ餌木を置いても侵される。従つて全被害地は少くも年2回、1回は餌木1回は普通の防除法で處理しなければならない。この様に2回駆除しても経費が嵩む許りで何等効果はない。

2. 平均して1本の餌木は1本の立木を救ふだけである。

この理由は1本の餌木又はそれと同じ位の大きさの立木は殆んど同數の松くい蟲を吸収する。従つて餌木とほど同じ數の立木が松くい蟲の爲か又は松くい蟲と餌木の爲に失はれることになる。

3. 餌木は準備作業を必要とし、時々見廻らねばならない。又餌木で効果を擧げようすれば餌木は虫害木と同様森林中到る所に配置しなければならない。

4. 餌木に依る防除は高度に専門化した仕事で綿密且つ技術上の監視を必要とする。

餌木の取扱ひをあやまると餌木は松くい蟲の温床となつて防除どころか反つて蔓延させてしまふ。

5. 1年中の季節を異にして蟲ふ各種の松くい蟲があり各種の餌木を必要とする以上、餌木に依る防除は複雑極まるものである。

6. 防除対策として餌木の方法は大いに疑問である。
(中略)

この未だ實證されない防除対策に金と努力を拂ふよりもむしろ原始的の様であるが伐倒-剝皮-焼却法と言ふ普通の直接的対策に集中した方が遙かによく、この方法を適宜に又徹底的に行へば少く共一時的には害蟲を防除する事が出来る（後略）

以下この理由の各項目に就いて逐次検討して行き度いと思ふが、その前に餌木誘殺法とは如何なるものであるかに就いて少しく筆者の知見を述べ御参考に供し様と思ふ。

餌木は元來ドイツに於いて發達したものでドイツではFang Baum と呼び、主として穿孔蟲類の防除用に供せられ北歐諸國ではその効果を可成認めて居り、日本へはドイツから直入された。一方 U.S.A.では Trap tree と稱し、既に 1930 年頃北歐諸國より之を導入し、實驗を經たが餘り有効でないと言ふ一應の結論に達して居る。このことはファーニス氏の報告等にも判然と見えて居る所である。

餌木は廣い林内に散在して居る穿孔性の害蟲を處理し易い様に一定の箇所に集める爲の未剝皮木で害蟲の繁殖期には可成多くの害蟲を集める事が出来るものである。この習性を利用し、特定の時期に之を處理して害蟲を殺す防除法を餌木誘殺法 Trap tree method と言ふのであるが、筆者の考へ方は從来の概念と多少趣きを異にして居る。

穿孔蟲類が樹木を侵かす場合、その部分に依つて種類と密度の差異のある事は既に知られて居るが、日本に於ける松害蟲の種類に就いて之を一括表にすると第1表の通りである。

第1表

樹幹の部位	分布する害蟲の種類(略記號)
下部(根を含む)	C.i. M.p.
中部(大枝を含む)	M.m. P.n. P.o. M.t. O.f.
上部 枝條を含む)	M.p.(Ia) M.m.(Ia) M.m. M.t. C.f. P.j.

(註) 1. 記號は中野：赤松寄生穿孔蟲類の生態的研究、蝕痕の基礎的研究

(豫報)、日本林學會誌 Vol. 31. No. 3.4. (1949) より
C.i. Cryptorrhynchus insidiosus Roelofs.

マツノシラホシゾウムシ

M.p. (Ia) 後食 Nachfrass.

Myelophilus piniperda L.

マツノキヒムシ

M.m. (Ia) 後食

Myelo. minor Hartig

マツノコキムシ

P.n. Pissodes nitidus Roelofs.

マツノキボシゾウムシ

P.o. Pissodes obscurus Roelofs

マツノクロキボシゾウムシ

M.t. Monochamus tesserula White.

マツノトビイロカミリムシ

C.f. Cryphalus fulvus Niijima

キイロコキヒムシ

P.j. Pityophthorus jucundus Blandford.

タウヒノヒメキヒムシ

2. 害蟲の種類は主要なものに限定した。

又害蟲の種類に依つて蕃殖期間は異つて居り、世代數も一定しないものである。従つて餌木の設置に先だつて次の點に充分な考慮が拂はれなければならない。

- 餌木の利用部分(主として樹皮厚)
- 設置本數(主として population に依る)
- 伐倒並びに設置時期(蕃殖期以前)
- 設置場所(主として日照・風向・巡視の便)
- 徹底処理時期(害蟲の穿入度に依る)
- 一年間に行ひ得る回數(主として世代數)

以上の點を考慮して理論的に考察を進めるならば、對象とする害蟲毎に特定の型式の餌木を想定する事が出来る。筆者は次の様に分類して居る。

- マツノキヒムシ式
- マツノコキヒムシ式
- キイロコキヒムシ式
- シラホシ式
- キボシ式
- カミリムシ式

その何れの型式を使ふかは population の實査に依つて

Dominant を決定してから定められるものであるが、但し一應誘木誘殺法としての體系を立て様とした場合マツノキクヒ式以外に就いては充分な資料が得られて居ない。

倒木の方法は一般に選木・伐倒・伏込・管理・徹收・處理の順で行はれるが、被害地の状況を充分に調査した上で防除計畫を樹立すべきであらう。何れの場合にも處理能力を充分考慮して選木しなければならぬ。設置本數の決定は從來は前年被害木本數の $\frac{2}{3}$ 又は同數を選ぶと指導されたが、之には數理的根據が薄弱でむしろ直觀的なものである。向後は population から一定の係數によつて導き出すべきであらうが、然しマツノキクヒムシ以外のものに就いてはこの數式的處理が極めて困難である。

次にファーニス氏の餅木に対する反対理由 1—6 項目について逐項筆者の意見を述べ補足的に論じて見ることにする。

1. 餌木は全部の虫を吸収しないと言はれるのは害虫數に對して餌木の設置本數が少い場合に起る極く普通の現象であつて、之に對して餌木の設置本數を増やしてやればよいのであるが、虫害數の極めて多い所では設置すべき餌木に事を缺き行ひ得ない事がある。

元來餌木誘殺法は伐倒剥皮燒却法に依つてあらまし驅除した後に林内に残る害虫の清掃に使ふ可きものであつて激害地で單獨に行ふ可きでない。この點をファーニス氏は次の様に説明した。

伐倒剥皮焼却法に依つて害虫數が減少したならばもはや再發の心配はないから何も餌木に依つて林内の清掃を行ふ必要はない。如何に周到に行つても害虫數を0にすることは出来ないし、又0にする必要も認められない。若し一回の伐倒処理に依つて害虫が残る様ならば繰り返して2回3回とこの方法を徹底的に繰り返せば最後には問題にするに足らない害虫數まで引き下げる事が出来る。と

然し筆者は伐倒剝皮焼却法の最も大きな缺點は後手となる事が多い事で、現在迄不完全な伐倒剝皮焼却法を行つて來た結果取りかへしのつかない破目に陥つて居る地域が少くない。かうした時、伐倒処理によつて害虫の勢力を或程度鎮壓した後、餌木を併用したならば數回伐倒剝皮焼却法を行ふよりも適確に處置出来る考へるのである。

2. 筆者がマツノキクヒシを対象として調査した所では第2表の様に平均92.1%が餌木に7.9%が立木に穿入すると言ふ結果を得て居り、必らずしもファーニス氏が言ふ様になつて居ない、但し他の種類に就いては詳かでない。

然し假りに平均して1本の御木は1本の立木を救ふだけであるとしても、もぬけのからの被害木を處理する結果となりやすい伐倒剥皮焼却法又は伐倒處理法（薬剤・浸水處理をもつて剥皮焼却に代へる）よりも或意味で御木法は優

第2表 餌木と立木への穿入数の比較

調査期別	餌木	立木	合計
A	0.101 (85.6%)	0.017 (14.4%)	0.118 (100.0%)
B	0.087 (92.5%)	0.007 (7.5%)	0.094 (100.0%)
C	0.091 (95.9%)	0.001 (1.1%)	0.092 (100.0%)
平均	0.093 (92.1%)	0.008 (7.9%)	0.101 (100.0%)

(註) 1. A.B.C はそれぞれ 11, 2, 4 月設置。

2. 敷宇は單位表面積 1000cm^2 當りの虫孔數,

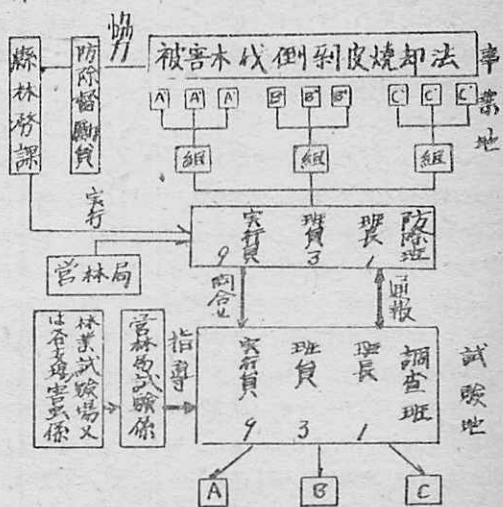
() 内全數に對する百分比。

れた點をもつて居るのではなからうか?

3. 筆者の餌木法は組織的に行ふ可きものであつて技術者をもたない個人の森林所有者に之を強いる事は全く考へて居ない。又この組織を圖解すると第3表の様である。

事業地では先づ縣林務課→防除督導員→地元民の線に沿ふて被害木伐倒剝皮焼却法を実施するに當り協力方を促進すると同時に又防除班を活用して伐倒處理に當らせる。一方餌木誘殺法實施の爲、表に示す組織を編成し A. B. C 等の試験餌木に現はれる資料に依り主として設置時期、撤收時期等を通報し、事業地の駆除實施を適確に行はせる。フアーニス氏は餌木で効果を擧げる爲には林内である所に餌木を配置せねばならぬと言ふが、飛翔距離を考慮すればことさら不便の所に餌木を設置する要はない。大略の基準は 1 ha 1 箇所で良い。

第3表 飼木誘致法実施組織の一例



(註) 1. A.B.C は各型式餌木を示めし、必要に應じその數は増減するが、その判定は試験場害虫係が事業地の實態調査に基き決定する。

2. 所要人員は必要な度に應じ適宜伸縮するが、表には基準となる員數を掲げた。強ちこの數字にこだわる必要はない。

4. この點全く同感であるが、高度に専門化した仕事、即ち技術を林業に於いて取り入れる事が出來ないとすれば之を肯定した刹那に林業技術の發展性を疑はざるを得ない立場に置かれることになるが、この點林業技術者は大いに反省し再考すべきではなからうか？

5. その地方又は地區の優占種 Dominant を決定してかかる可きで、全ての害虫に共通した餌木法と言ふのは前述した通りあり得ない。その點組織的な調査の意義は重大となつて来る。

6. ファーニス氏は之に關聯して大規模な實用的試験を行ふべき事を勧告した。

之に對して林野廳研究普及課松山技官は今後の實驗の爲に是非共豫算が懸しいと懇請した。

ファーニス氏のこの勧告に依つて N.R.S では或程度の制限を加へて一應承認の意志を示めしたので林野廳では緊急關係者を中心を集め三日間に亘る打合會を開いた。この會議には

林野廳側 岩野・横幕・松山・首藤各技官

林業試験場側 今關・日塔・日高・中野・小田各技官

縣廳側 横山・塙本・貝崎・宮脇・清各技師

等々が集合した。營林局側の出席のなかつたのはこの餌木試験が兵庫・熊本・宮崎各縣民有林を對象としたからである。後熊本縣は削除した。この會議の前日林野廳の依頼を受けて筆者が早急に作製した「餌木試験計畫の大要」を基として審議を進め、やうやく結論を得たので N.R.S へその案を送つたが 3 月 4 日 N.R.S のハイバツク氏より本案中止の通知を受けた。

五、むすび

筆者は勧告の内容に就いて肯定しては居るが、個々の問題に關する私見は註譯として第三章にも附記しておいた。

筆者は嘗つて日本の害虫研究者團が核心となり、造林・經營・林政・防災等あらゆる研究陣を動員し關西方面を舞臺として挺身研究に没頭して良い方策を一日も早く樹てる様に努力すべきであると強調した。そして少く共害虫研究者はその先乗りとなつて高島試験地（現高島分場）あたりを足場として激害にぶつかつて行く可きである事を主張した事があつた。今日圖らずも筆者一人の大坂支場勤務が實現したが、現在大坂支場の主體は京都分室にあり、筆者も又そこに勤務して居る。そこには虫害研究室の設備は勿論

他の設備に於いても不備である。それら不備の點は今後充實される可き段階にあるとしてもそこに一般の理解が伴はなければ研究面には直接プラスしない幾多のトラブルが研究者の上におほりかぶさつて、それらを打開して行く事に窮々としたスケールの狭い研究者の出來上る事は自明である。筆者はよりよい研究機關の誕生を祝福して、そのための捨石となる事を肯じたが、現状のまゝ推移すればまともな研究は到底進める事は出來ないのである。一方一般からの研究成果の要求は大であるが、研究機構乃至環境の整備には積極的な支持者の一人でも多く現はれることを筆者自らも待ちのぞんで居り、自ら努力もしなければならぬと思つて居る。

然し研究者自身を何の取柄もない様なトラブルの連續と單なる成果の要求とで追ひつめ、次第にデレンマに陥らせる事のない様に一刻も早く立遅れた分野の機構整備と研究者の研究意慾を向上する方策を樹て、向後當面の對策に有力な原動推進力となすべきであらう。

研究成果は一人の研究者を生のまゝ放り出しておいて決して上るものではない。それは或る組織のもとで初めて立派な成果を擧げることが出来るもので、一研究者のみの業績を云々するのは既に一世紀前の物の考へ方でしかない。研究者一個人の自由意志にまかされたテーマはともすれば個人的興味に終始して假りに研究としては優れたものであつても、直接事業には何等裨益することのないむしろドグマな研究に終ることが多いのである。稀に、然も極く稀に世の要望にも合致し、その研究者個人にとつても興味のある問題が選ばれることがあるとしても一般的にはその逆の場合が甚だ多いのである。

又研究の幅が廣くなつて來れば來る程、研究者相互の和であるとか、事業面の人々と研究者との融合等と言つた面が益々肝要となつて來る筈である。

例へば餌木の問題にしてももはや個人的研究の域を脱却しなければならぬ段階に達して居り、大規模且つ實用的試験に依つてその効果の實證を経なければならないのである。

その事は勧告の内譯に含められて居るのであるが、單に勧告の概要の表面の文意から汲みとつて「餌木不要」を唱えることは當らない。

尚ほ多少餘談に屬するかも知れないが、現在研究途上にある若い研究者達にいたづらに辯事をかぶせ、底力を培ふ可き貴重な青春を無駄に過ごさせる等は涙なくして見る事の出來ない程、痛ましい光景であり、又之に對して必要以上の要求を敢えてし、之に應えられない時その無能をかりにもそしるが如きは弱い研究者を奈落へ突き落すものと言ふ可きであらう。

筆者は敢て諸氏の御愛寵に温もらんとするものではないが、温情をもつた長い眼で見守り、時には互に切磋琢磨しあふ雅量を特に御願ひしておきたい。

筆者は単に勧告の読みかじりでその内容を御都合主義に曲解し皮相の観察から單に弱き研究者への壓迫に終ることを最も恐れるものであり、同時にそれが筆者一人の杞憂に過ぎないことを願ふのである。

以上筆者はN.R.Sの勧告に對する註譯と一害蟲研究者の立場とを記述して來たが、筆者のアンドパンダンな氣持は勧告の内幕をおほひかくしておさせなかつたのであつて、こゝに「勧告の概要」の不充分な點を筆者の知り得た範囲で忌憚なく披瀝し、もつて諸氏の御賢察をまち、ひいては日本林業技術の向上の上にも一つの光明をもちたいと念じた次第である。筆者の述べんとする意圖は大略御判讀願へた事と思ふのであるが、たゞ普及通信第3號乃至農林時報、第9卷、第4號に記載された記事を三面記事の如く又は他人事の如く読み流されず眞意の探求に努力されるならば筆者望外の喜びである。

文中の妄言は深く御詫び申上げ、併せて貴重な紙面の提供を御快諾下さつた「林業技術」編輯部松原理事の御盡力に對し厚く御禮申上げる。尙本交は大阪營林局淺井照査課長並びに林業試験場日塔技官兩氏より御校閲を賜はつた。附記して御禮申上げる。

六、文 献

1. 日高義實：管内に於ける造林試験成績調査の概要、後篇、熊本營林局

2. 佐多一至：兵庫縣下に於いて激害を加へつゝある松穿孔虫類の被害と對策、兵庫縣林業試験場
3. 近藤 助：松樹害虫の脅威とその防除對策 山林 709 號 p. 35-45.
4. 日塔正俊：餌木による害虫誘引に關する調査、林業試験彙報 54號
5. 中野博正：松樹被害對策としての巢箱架設の効果 興林こだま、90號
6. T. Kojima: Pine bark beetle epidemic in Japan, N.R. S. Report No. 90.
7. 日塔正俊：松害虫の被害と防除 林業技術シリーズ、第5號
8. 中野博正：アカマツ寄生穿孔虫類の生態的研究、蝕真の基礎的研究（豫報）日本林學會誌、第31卷 第3.4合併號 p. 15.
9. 中野博正：生態上より見たマツノキヒの防除法、林業技術、第4號
10. 中野博正：マツノキヒムシに對する餌木誘殺法、林業試験場浅川支場、業務資料第11號
11. 加邊正明：松喰虫の生態と防除、前橋營林局報
12. 日高義實：九州地方に於ける松枯死の原因とその對策 熊本營林局叢書、第16號
13. 井上元則：松虫害防除精説、朝倉書店
14. 村山釤造：所謂松類の穿孔虫に就いて、昆虫、第17卷 第1號 p. 1.
15. 中野博正：森林害虫驅除對策、林業技術、第9號

林學博士 上原 敬二著（最新刊）

杉の植林法

價 B6 判二二〇〇頁
元 二二〇圓

杉の形態と材質・造林法の種類・材木の育成法等杉を中心とした植林法一般につき詳述、卷末の各種表は林業技術家にとりて至便、戰後唯一の造林指導書

林學博士 上原 敬二著

樹木ガイド

價 A6 判二七〇頁
元 一八〇圓
二〇圓

野外主要樹木二四〇種精密圖版入、詳細解説、官廳學校等注文殺到、賣切近し、乞至急御申込

上原梓著 家庭草花園藝 春夏の巻

草花栽培法、挿木、取木法、盛夏の手入法等々詳述
B6 判二〇〇頁・價一〇〇圓・元二〇圓

東京都杉並區善福寺町四五八

發行所 有限公司 日新書院

(本誌名記入御申越次第内容見本贈呈)

振替東京一〇九九五番

昭和二十五年度の
木材有効需要量に關して

大迫壽男

まえがき

木材の全ての統制が25年1月1日に解除となり木材市場は戦前の自由競争時代に復歸する事となつた。此の統制解除に至る迄には資源關係から、又需給關係から、更に又統制様式から各關係方面に於て云々された問題があつたのであるが、木材は他の統制資材と趣を異にして現在の森林蓄積が過少であるにも拘らず、供給を満足に足る木材が統制の網をくぐつて市場に出て居たと云ふ事が統制を無意味なものとする同時に、又今後の資源問題に大きな問題を呈したのであつて、統制を解除させる一大動機となつたものは所謂九原則の実施があつたのである。

大體統制の解除になつた主な理由を要約すると次の様なものである。

1. 消費統制を實施しても生産統制が行はれざる限り有効需要の限度に於て森林の過伐が行はれる。
2. 生産統制を即時実施する事は困難である。
3. 経済状態の急激な轉變に依りそれに適應する有効需要の把握が困難である。
4. 木材業者が事業資金の回転を早める意味で購買力あるものに販賣し、且税の輕減からも切符の流通は阻害される様になつた。
5. 集荷販賣業者は實績主義であつた爲に切符のみの販賣が行はれた事。
6. 輸送證明制の緩和と共に切符制度は破壊された。
7. 他の物資が統制解除となつた爲に木材のみ流通秩序を維持することが困難になつた。
8. 間價格と④との差異がない。
9. 各需要官廳の末端機關が縮少して實際の需要を把握出来なくなつた事。

斯くて統制撤廃に至つたが當初若干懸念された需要の激増と價格の騰貴は完全に金融面からアエツクされて、四ヶ月を経ても價格は④當時と差異もなく、又需要も増加すると云ふ事はなく現在に至つて居り、却つて販賣業者が有効需要を見出すのに窮々として一部の特殊な材を除いては賣行不振に悩んでゐる。

(筆者) 農林技官・經濟安定本部林産課

一、我國木材消費量

過去に於ける我國の木材消費量は昭和19年の1億石を最高に6千萬石前後を消費してゐた。之を人口一人當りに見ると第1表の如くに轉變してゐる。

第1表 木材使用量及人口1人當使用量

昭	千石		千石		
	5	63,613	石	15	74,829
6	59,682	0.913	16	94,259	1.273
7	60,204	0.908	17	92,696	1.234
8	63,127	0.939	18	92,881	1.215
9	70,107	1.028	19	106,392	1.448
10	74,402	1.074	20	65,128	0.905
11	77,750	1.107	21	76,525	1.038
12	74,998	1.053	22	76,171	0.975
13	73,259	1.014	23	75,887	0.918
14	85,868	1.128			

此の表に明らかな如く戰時の木材消費量が平時より相當量増大してゐる事、及び戰後の人口1人當りの消費量が大體昭和5-9年ベースに相當して1人1石を割つてゐる事である。

戰前及戰時にかけての木材需要量といふものを細かい産業分類に從て把握する事は困難であるが、昭和21年よりの需要量は配給統制の対象として各主務官廳を通じて提出されたので一覧見透しを立てる上に於て各産業の木材使用状況を把握することができる。

昭和22-24年迄の用途別需要量並に配當量は第2表の通りである。

斯くの如く木材に對する需要は極めて増加の一途を辿つて來たのであり、一方供給を資源的方面より考慮した時誠に憂慮に耐えないものがあつた。何となれば我國の森林資源の年間可能伐採量は保續生産を考へれば最大3-4千萬石程度を上らないからである。此の事から需要と供給の歩み寄りと云ふか確然たる線を7千萬石に引いて配當が行はれて來たのである。

所が24年度當初になつて、過去需給率48%が一躍36%と云ふ減少を示し、各産業の復舊に木材が最大の支障品となつて來たのであつて、今後の木材の配當には此の需給相

大迫：昭和25年度の木材有効需要量に關して

第2表 昭和22—24年度木材用途別需要量及配當量

區 分	22年 度	23年 度	24年 度
一般用材	石 105,237,614 (40,721,000)	石 107,187,122 (43,265,000)	石 148,661,758 (43,198,000)
造船用材	3,133,000 (2,800,000)	3,934,030 (2,505,000)	4,424,721 2,603,000
車輛用材	1,911,256 (903,000)	2,134,049 (1,309,500)	2,718,783 (1,172,000)
坑木	12,600,000 (11,609,000)	15,912,200 (12,625,500)	21,472,370 (12,156,000)
枕木	3,422,000 (2,150,000)	4,722,648 (2,232,000)	4,989,874 (2,157,000)
電柱	1,220,000 (620,000)	2,034,452 (900,000)	2,406,167 (884,000)
パルプ	7,000,000 (5,000,000)	6,976,500 (6,138,000)	7,442,000 (6,900,000)
合板	1,800,000 (1,200,000)	1,248,173 (1,197,000)	1,200,000 (930,000)
計	136,323,900 (65,000,000)	145,382,735 (70,172,000)	193,305,673 (70,000,000)

註 (1) 22年度配當量のみは年度當初年間概定數量であり23,4年度は配當數量であり24年度第4四半期は統制解除となりたる爲確定數量ではないが期當初に立てた配當計畫數量を使用した。

(2) () は配當量

反すると云ふ二つの矛盾の問題を如何に解決するか大きな難點であつたのである。

然るに24年第3,4四半期より所謂經濟九原則の實施の影響を受けて木材の需要は急激な減少を示し、割當方針も當然過去の重點主義を排除し遂に中小企業方面の過去に於ける割當比率の窮屈であつた方面に比率を増加せしめる結果となつた。此の事は重要産業を輕視したといふ意味ではなく、所謂重點產業と稱せられた所の石炭、鐵道、電力、鐵鋼等の部面の購買餘力(有効需要)が減少した事に他ならないのである。爲に年間當初建てた配當計畫は根柢より覆り第3,4四半期よりは新規に計畫を樹立する爲、安定本部に於て10月木材有効需要の測定を行つたのであり、之は第3表に示す通りであるが、之に依ると特殊用材の需要量は極度に落ち僅かにパルプ材が増加を示したに過ぎなかつた。

又約2億に及んだ需要量も總體8,500萬石といふ需要の激減振りであり、漸くにして需給バランスが取れる様な状況となつて來たのである。

三、昭和25年度の有効需要について

25年度の有効需要表は後に記すが之等の主要用途についてピックアップして、産業の計畫と、夫れに附隨する木材の需要量とを、述べて行く事としよう。

一、特殊用材

(イ) パルプ用材

木材を使用する産業で最も順調なパルプ工業は24年度より更に使用量の増加を示すであらうと云ふ事は想像に難くない所である。

25年度の生産計畫を見るに入絹パルプの能力は24年度の231千噸から262千噸に増加し實稼動力も162千噸から209千噸に増加する豫定である。

製紙工場では國策、東北、北越、興國、山陽、日本、東洋紡共に擴充補修が行はれるであらう。今パルプ別生産計畫を見ると

S. P.	201,900噸	A. P.	5,000噸
R. P.	98,800	G. P.	271,210
K. P.	46,510		

となつて居り總計62萬噸であるが24年度51萬噸の2割増となり、特にS.P., R.P., K.P.の生産計畫は5割前後の増加を見込んで居る。この25年度計畫を原単位計算すると900萬石以上の木材の消費が考慮せられる。24年度の實績は51萬噸で750萬石と推定されるので2割増と見ても木材900萬石の消化となる。

一方之を資源的に見た場合パルプ材の供給は坑木との強い競合があり、又北海道材が國有林に依存する爲に生産數量に限度があり内地も濫伐の被害と保續を考へた場合にパルプ生産計畫通りの供給は不可能ではないかと危険視される點が多分に存する。

更に電力の供給から見ると24年度の14%増でありこの計畫から60萬噸位の生産は可能と云へる。

次にパルプの輸入も計畫されて居るし、パルプ材の輸入も云々されて居り之等を綜合すると一應國內產材850萬石程度と見るのが妥當の様である。

(ロ) 造船用材

本年度の船舶造修計畫は外國船及進駐軍艦係の修理を別として次の如き計畫がある

鋼造船新造	300千噸
其 他	46
鋼船入渠修理	388
沖 修 理	3500
改 造	220
木 船 新 造	135
木 船 修 理	315

であつて之に對する鋼材所要量362.1千噸であるが24年度のそれを併せ見返資金の出方から見て6次船は半分程度の可能が見込まれる。資材面を見ると前記要求量に對して鋼材の本年度配當計畫は255千噸であり造船はその重要性に不拘資金面が順調でないためか實績は上つて居ない様である。

大迫：昭和25年度の木材有効需要量に關して

第3表 昭和25年度木材有効需要表 (24.10 E. S. B.)

	一 般	造 船	車 輛	坑 木	電 柱	枕 木	紙 パ ル ブ	合 板	計
進 駐 軍	1,000		8						
輸 出 用	2,500	150	100						
賠 償 撤 去	130								
陸 運	2,100		820		80	2,120			
海 運	950	100				10			
通 信	560		4		150				
電 力	750				500				
石 炭 鑛 業	1,160			10,300	20	40			
ガスコークス	20								
鐵 鋼	600					10			
鑛 山 精 錬	190			600					
石 油	60			10					
金 屬 工 業	150								
船 舶	150	2,500							
機 械	1,700		400						
窯 業	300					4			
化 學 肥 料	230								
化 學 工 業	350								
ゴム皮革	25								
織 繩	650								
紙 パ ル ブ	250					10	7,500		
專 賣 事 業	790								
農 業	2,000								
林 業	600								
水 產 業	2,000								
蠶 糸 業	80								
畜 產 業	100								
食 料 品 工 業	2,800								
生 活 用 品	4,000								
衛 生 用 品	200								
土 木	2,000					10			
建 繕	20,000								
其 他 產 業	400								
文 化 厚 生	4,000								
官 公 需	2,000								
生 產 原 料	400							1,400	
微 量 需 要	3,000								
計	58,175	2,750	1,332	1,0910	750	2,204	7,500	1,400	85,021

大追：昭和25年度の木材有効需要量について

木材についても船舶部門丈で4,000千石の需要があるが鋼材と同様65%前後と見て2,500千石程度の有効需要が一應無難の様であり他に輸出、海運關係を見ても3,000千石と出ないのでないだらうか。

戦後少量乍ら材他輸入材も使用される様になつて來たし、現在の資金及他の與件に變化を來さぬ限り以上の數量程度と見たい。

(ハ) 坑木

24年度生産計画3,830萬噸（實績も略々同様）に對し坑木の配當量は11,300千石であつて原單位は0.29程度となつて居る。

坑木の原單位は前年度當初からに比べて徐々に下廻る様になつて來て居り、之には色々の原因があらうが石炭礦業の効率の増進の爲に外ならない。航制解除後の石炭は滯貨處理問題、未納代金の問題が依然續けられ原單位の切下はその合理化から當然の問題であらう。今鋼材に例を見てても、24年度順當り4.3班が25年度に3.5班、セメントは24年4.5班のものが3.5班に計畫されて居り其他鐵支柱の利用、コールカンターの利用、炭塵計、鋼素検査機、切羽積込機、選炭機等合理化基金の投入により在籍374千人で1人當り91噸の効率を期待して居る。從て坑木のみが現状の原單位で續けられる道理もなく當然0.25前後には落ちるものと見なければならぬ。

元來坑木の原單位が0.3を突破したのは昭和20年以降の事であつて昭和12及17年には實に0.17といふ最低量を示して居たので多くとも0.2を前後して居たに過ぎないのである。從つて本年度急激に低下する事は困難としても可成落ち得る餘裕があると云ふ事が出來るのである。

次に25年度の出炭計画は4,000萬噸を見込んで居た様であるが電力供給が思ふ程廻らぬ爲に3,800萬噸程度に計畫が變更されるのではないかと考へられるから坑木も1千萬石を下廻る事が考へられないでもない。

(ニ) 合板用材

本年度計畫は24年度當初計畫の1割増の340,000千平方尺である。24年度には原本配當量930千石でその他ブナ材が若干配當されたに過ぎないが本年度はラワン材の輸入が相當期待され約47萬石の輸入に對して30萬石程度のものが合板に廻るものと考へられるから若干の生産増加を見ても内地材1,000千石と見て差支ないと思はれる。

原單位から考へると石當220平方尺であるから原本所要量は150萬石となるので若干の差額を生ずるが原單位220平方尺に相當の安定性が見込まれ且今後の合板の需要と現在の資金面から考慮するならば1,000千石程度に落着くものと見るのが妥當の様である。

(ホ) 車輛用材及枕木

私鐵關係はトロリーバス20軒、復舊工事5線17軒、電化工事5線67軒、新鶴13線74軒、車輛新造、蒸氣機關車9、電氣機關車8、電動客車415、客車5、貨車40輛が豫想されて居り、道路關係は輕車輛製作（荷車186千臺、荷牛馬車82千臺）代燃車（薪33,131輛、木炭2,480、コーライト4,395）自動車再製（普通車4,500、小型300輛）同修理トラック（大型3,555、中型116,190）バス（大型3,730、中型25,150）乗合（中型16,950）の外日通關係の施設改良を目途としてゐるので大部分運轉用資材であり事業關係者が極めて多く配當比率も少いので相當需要が喚起されるであらう。

國鐵は高崎線及東海道線の濱松—米原間の電化が豫算如何に依つて決定されてゐない。

車輛關係は新造電車250、客車110、貨車943、改造修理電車400、客車1,150、貨車12,300輛を見込んで居り以上に要する資材として車輛1,315千臺、枕木3,432千石、電柱167千石を要求してゐるが、この内最も活潑な需要を現すのは私鐵であり、道路輪達は正確な需要を極む事が困難であるが、國鐵は24年度に豫算關係から資材購入には四苦八苦した苦い經驗があり、25年度の豫算如何に依つて左右されるが急激な増加が見られるとは考へられない。

資材關係を見るに、鋼材は以上の全要求量409千噸に對し配當は230千噸が見込まれ、セメントも139千噸に對し90千噸程度であり、比率から見ると共に60%内外で車輛用材も820千石を見込めば差支へないのでないか。

唯小運送關係は木材の利用部面が大である點より之を上廻る事も考へられる。

枕木に關しても、他物資と同様60%餘の2,120千石を見込んで居るが、陸運關係の資金に依つて左右されるものであり、最低線2,000千石の需要はあるものと見なければならぬ。

(ヘ) 電柱用材

電力計畫は水力發電設備を主體とし火力發電送電、給電、通信、變電及配電設備の擴充工事並に改良工事計畫からなつてゐる。

水力發電設備においては日發37地點706千K.W.H.時他9地點203千K.W.H.

火力發電設備では日發14地點405千K.W.H.送電日發38件、變電設備46件の着手が行はれる。

其他日發 配電會社にて前年度程度の擴充工事、改良工事を考慮してゐる。

生産計畫は3,400百萬K.W.H.で事業用水力29,018、火力4,989で計34,007（所要炭4000千噸）損失率29%需要端24,203（24年度見込22,200百萬K.W.H.）であるがロスが増加する傾向にある。

大迫：昭和25年度の木材有効需要量について

資金面では市中銀行其の他から最大限日發35億、配電100億の調達を見込みその大半を占める410億圓の工事計畫を見返資金に依存することとなつてゐるが之が計畫通りに行くか否か最大の問題である。現在考へられる見返資金は150億餘であるから豫定量の半以下と見なければなるまい。

資材別需要並配當（有効需要）量は第4表の通りに豫定される。

第4表 資材別需要並配當（有効需要）量

	需 要 量	有 効 需 要	率
鋼 材	100,426噸	80,000噸	80%
セメント	552,964	350,000	63
一般用材	1,405,579	800,000	57
電 柱	1,405,700	500,000	40
銑 鐵	19,307	10,000	52

之から見ると電柱は極めて%が低いが前年度の使用（配當）量を見ると

第1.4 半期	200千石
第2.4 半期	250
第3.4 半期	120
第4.4 半期	21
計	591千石

となつて居り第3.4半期以降の激減振りは甚しく、前記の如き資金が順調でないとすれば前年度以下の需要が先づ無難であると云へるであらう。

通信關係は建設公債を含め8%程度の資金の増加を見込加入電話6萬2千個、増設3萬3千個、公衆電話500、長距離ケーブル503糸、補充電柱75,000本、局舎建設41,744坪を計畫してゐるが之等の建設は24年度の見込量に比し下廻るものが多い。

資材方面的配當率は

鋼 材 需 要	1,3301噸	配當 1,3000	98%
(有効)			
セメント	66,087噸	27,000	41%
一般用材	760,000石	550,000	72%
電 柱	231,280石	150,000	65%

となつて居り先づ木材關係も之以上の需要はないと思へて良い。

二、一般用材（建築用材）

本年度計畫は前年度に比し總坪數に於て可成りの増加を見込である。即ち

	25 年 度	24 年 度
計 畫 住 宅	1,437,000坪	419,789坪
一 般 住 宅	6,600,000	4,949,596
防 火 防 災	330,000	140,625
建 設 業 用 建 築	25,000	200,000
計	8,392,000	5,710,000

計畫住宅の増加は住宅金融公庫の960千坪の増加によるもので一般住宅は12坪550千戸を計畫してある。

資金は24年度107,435百萬圓に對し25年度179,409百萬圓で住宅金庫に對する見返資金のつき方が注目される。

最近の竣工實績は前年に比し相當低下して居り資金難を如實に物語つてゐる（第5表）

前年の配當量は1,500萬石であつて闇木材の問題もあるが次の如き各種資材の配當率から見ても2,000萬石の使用は現在の所最大限のものではなからうか。

24年 消費見込 25年需要 査定 %

鋼 材	40,000噸	153,000噸	50,000噸	33
セメント	203,000噸	1,082,611噸	350,000噸	33
一般用材	15,000千石	33,632千石	20,000千石	59

第5表 最近竣工數調（建設省調査による）

	24年2月	3月	4月	5月
戸 数	44,654	88,794	60,757	52,146
坪 数	743,407	1,240,045	950,367	850,133
	6月	7月	8月	9月
戸 数	49,976	41,802	44,823	5,059
坪 数	861,326	686,118	745,627	617,193
	10月	11月	12月	25年1月
戸 数	29,095	29,351	28,861	27,587
坪 数	494,183	510,226	543,759	338,813
				356,018

四、結論

以上で主要な産業の木材の使用量を推定したのであるが現在の如くに資金状況如何により、如何様にも左右されるものであるから、各産業の計畫の通り莫大な量を使用することは先づあるまいとしても、一度金融方面が好轉すれば有効需要が増加する事は當然である。

公共事業費も災害復舊費と地方負擔額を併せると前年より増加するし、特別會計も増加する様である。而し一方國家豫算の歳出は前年度の7,413億圓に比し6,604億と800億の減少を示し、更に一般産業の設備資金の調達見透しの内容を見ると金融機關への依存度が強くなつて居り、見返資金に對する期待も大であるので、金融機關自體の融資能力の増大と見返資金の放出の迅速が期せられぬ限り有効需要は若干減少する可能性すらある。

参考迄に主要物資の各部門より提出された需要と有効需要を比較して見ると第6表通りになる。

大迫：昭和25年度の木材有効需要量について

第6表

	需 要	有効需要	比率	坑 木	11,689	10, 10	93
鋼 材	3,855千噸	2,600千噸	67%	電 柱	1,970	750	33
鑄 物 鋼	1,158	500	43	枕 木	4,159	2,204	53
鑄 鐵 管	180	79	44	ペ ル ブ	9,758	8,500	87
亜鉛 鐵 板	141	98	70	合 板	1,200	1,000	83
硫 酸	3,134	3,102	99	木 材 計	134,441	82,826	63
ソーダ灰	213	173	82				
苛性ソーダ	221	198	90	木材統計として見ると			
カーバイト	553	485	88	需要に對比して63%の有効需要は過去の配當率に比し			
セメント	6,513	4,000	61	(22.23年度48% 24年度36%)相當の高率を示すのは一			
一般用材	98,420千石	55,380千石	57	方が壓縮した配當であるとは云へ低い数字ではない。			
造船材	4,668	2,750	59	以上誠にとりとめのない説明であるが最後に凡ゆる因子			
車 輛 材	2,577	1,322	51	の動きに依り相當の幅のある動きを見せる云ふ事を記して結語の代りとする。(25.4.)			

第7表

昭 和 25 年 度 有 効 需 要

	一 般	造 船	車 輛	坑 木	枕 木	電 柱	ペ ル ブ	合 板	計
進 駐 軍	1,000								
賠 償 徵	100								
輸 出 用	2,200	150	100		2,120	80			
陸 運	1,800			820	10				
海 運	600	100				150			
通 信	550					500			
電 力	800					20			
石炭	1,000			10,300	40				
ガスコークス	20								
鐵 鋼	500				10				
鑄 山 製	250			600					
石 油	70			10					
金 属	150								
船 機	200	2,500							
機 械	1,680		400						
窯 業	330				4				
化 學 肥 料	300								
化 學 工 業	400								
纖 維	1,000								
紙 パ ル ブ	500				10		8,500		
ゴム 皮 草	30								
專 賣 事 業	900								
農 林	1,250								
水 產	400								
畜 產	1,000								
食 料 品	80								
工 業	80								
生 活 用 品	2,200								
衛 生 用 品	3,400								
土 建	200								
建 材 用 品	3,000				10				
其 他 產 業	20,000								
文 化 官 厚 生	90								
官 厚 生 需	400								
生 產 用 原 料	6,000								
	2,000								
合 計	400								
	55,380	2,750	1,332	10,910	2,204	750	8,500	1,000	82,826

漆樹植栽の根本方策

三 鼓 幸 三 郎

一
我國にて使用する漆の殆んどは戰前中國と佛印より輸入されてその量年々2千噸に達して居た。現在の價格で計算すると200億圓以上の巨額となり、我國の產出量は極めて微量であつた。戰後輸入が困難となり需給は非常に不圓滑となつて居る。今後の輸入は貿易情況に依るか相當長期に亘つて充分であると考へる事は出來ない。殊に輸入の半ば以上を占めて居た佛印產地の漆林は、多く伐採荒廢して復興の兆さえもなく輸入の見透は餘り明くない。之等の對策として國產漆の增産が唱へられ、一方農山村の經營多角化と山林綠化が焦眉の急務とされ、農山村の副業的特種林產として漆樹の植栽が近時盛んになりつゝあるのは、需給兩面よりする當然の要求であり極めて好都合のことである。

日本の漆生産業は明治中葉迄、相當有利な副業であつて盛に植栽され、最盛期には20萬貫以上の產量があり明治30年頃にも尙10數萬貫を生産して居た。其の後漸次外產漆の壓迫を蒙り衰退の一途を辿り、今日にては7千貫乃至9千貫の少量に過ぎない悲境に陥つて居る。昭和7年より漆植付實行組合に多額の助成獎勵金を交付し增産獎勵が行はれ昭和12年には組合數も千以上を數へその新植樹數も600萬本に達した。併しながら之等多數の漆樹は果して今日成林して居るであらうか、遺憾ながら多くのものが不成功に終つてその跡もない。漆の植栽は果して我國に適するであらうかを疑はねばならぬ。今植付けられつゝある漆樹に再び此の轍を踏ましてはならぬ。

二

日本漆が衰退し、且つ新らしい植付が成功しなかつた最大の原因は經濟的の問題である。利潤が少く他の樹種を植栽する方が利益が多い爲の變遷と、切角植付けたが其の方法を誤り管理費の回収さえ見込がつかない爲に荒廢に委せた結果である。今日漆の需給は種々の原因により正常の状態と言ふことは出來ぬ。その價格も要求も共に不自然のも

(筆者) 慶應大學卒、漆輸入問屋株式會社齋藤商店に勤務永年支那及臺灣に於て漆栽培に從事、日本漆增産普及會々員

のであつて之れを前提として計畫は許されない。今後我國の漆使用量を推察すると現状のまゝ進むとすれば、恐らく佛印產が第一位で全量の70%乃至75%を占め、中國產が20乃至25%、國產漆の需要量はその餘の極めて僅少なる要求量に過ぎないと考へられる。

佛印產は品質的には不良であつて國產漆に比し4割内外の劣性を認めるが、日本產中國產に比較して非常に安價に生産し得る經濟的の強みがある。此の經濟問題を無視して日本漆の植栽が成功する道理はあり得ない。日本の貿易統制は相當長期解除し得られないことは言ふ迄もない。併し今日造林する漆林が生産期に入る8.9年先の状況を考へると、品質が如何に優良であると言つてもより上價格が高いと、之等外產漆との競争に驅逐されることがないと保證することは出來ない。

日本の漆生産業の形態並に方法は、寛政享和時代のそれを其の儘に襲踏して150年以前より少しも改善されず時代に立ち遅れて居る。中國或は佛印產地の状況も同様原始的生産形態で行はれて居るものではあるが、環境の相違による低生産費に抗すべくもない。此の對抗には我國の方法と形態に科學を探り入れ100年前進せしめねばならない。此の研究改良の成果に漆植栽の今後の成否が懸つて居る。

然らば如何なる研究をなし改良を行ふや、其の基礎問題として、漆樹そのものの問題、採集技術をも含めた人に關する考察、並に立地の問題の三面を考へる。之等の因子は單獨に作用するものではなく、相關重複して經濟的作用として現れるものではあるが、考察の便宜の爲に別々に検討して、果して日本種漆樹植栽が日本に於て成り立つや否や、其の根本方策を考察しよう。

三

第1の問題は、日本種漆樹は採集母樹として適性を有するや否やの疑問である。日本種「うるしのき」は朝鮮並に中國に分布する「うるしのき」と同種である。地方或は品種によりて差異は認められるが、概して日本種は樹形も良く樹皮も厚く成長量も多く、外觀的所見は採集母樹として好適のものと言ふことが出来る。

樹液の分泌力に母樹の固性によりて非常な差があり、收量は採集法と技術の熟否、天候期節等によりて非常に相違

三 載：漆樹栽培の根本方策

する。その上研究資料を失ひ正確なる數字を示すことが困難であるが、日本種優良樹（普通林分に約20%乃至30%生育する程度）よりする1ヶ年の収量は、胸高樹周6寸にて32匁8寸-53匁、9寸-65匁、1尺-80匁、1尺4寸-145匁内外と算出される。普通一般の漆山の總平均分泌量は此の數より相當低下するのは言ふ迄もない。近時岩手縣青森縣等の產地では凡そ30年生胸高樹周1尺内外のもの凡そ500本を稼業し、年收25貫乃至28貫を標準収量として居る。前記優良樹の場合の60%乃至70%であることを注意せねばならぬ。

樹種は多少相違するが朝鮮種に就て昭和9・10年及び11年の3ヶ年、朝鮮平安北道泰川郡東面にて行ひたる企業試験の全樹總平均を見ると次の如くである。

朝鮮種漆樹1ヶ年每樹平均分泌量

	昭和19年	昭和10年	昭和11年	平均
試験樹數	24,653本	22,090本	25,064本	
作業日數	153日	149日	146日	
邊 插	12匁95	13匁99	12匁23	13匁06
裏目 插	1.17	1.63	1.25	1.35
止 插	0.80	0.95	0.91	0.89
潤濕 插	2.32	2.67	2.13	2.37
合 計	17.25	19.26	16.53	17.68

樹周調査をしなかつた爲に正確なことは判明しないが、胸高凡そ5寸5分内外の平均と推定する。日本優良樹の分泌量に比較すると理論的指數は66%の収量率と言へる。朝鮮種は樹種としても氣候的にも好都合ではない。従つて之等の成績より見て日本の普通採集に於ける標準平均分泌量は、前述の優良樹の70%内外と見ることが最も妥當であつて、樹周6寸にて23匁8寸-37匁、9寸46匁、1尺-56匁と推定される。

中國種に就ては正確なる數字を知ることが出来ない。彼地にて嘗て聞いた所によると、芒種節（6月6日頃）より白露節（9月8日頃）に到る凡そ3ヶ月間、不規則ではあるが凡そ6日山建にて採集し、14年生の母樹より凡そ34匁見當の収量を得ると言ふ。採集回數を知り得ないが14.5回に過ぎない様子である。日本の如く26.7回乃至30回を稼業するとせば恐らく45匁乃至60匁を収液し得るであろう。嘗て湖北省沙市に於て24年生樹周凡そ1尺5寸以上の老衰樹に第5回目の採集を稼業せしめ、10回内外の採集中で毎樹平均収量は24匁餘りであったと記憶する。此の林分に於ける採集も第1次年乃至第3次年は2倍以上の好成績であつたと造林者は唱へて居た。之等僅かな且つ不正確な數字を見て判断を下すことは非常な危険があるが、日本種、朝鮮種並に中國種共に其の樹液の分泌力は餘りに多くの差

がないことが判明する。

更に樹種は異なるが「佛印安南うるし」と比較する。フート農事試験所の試験によると優良なる結果は3年生樹にて約100匁を得たと報告して居る。採集回數が不明であるが1ヶ年を通じての稼業であるから、恐らく80回以上であつたことを注意せねばならぬ。且つ此の試験に於ても各樹齡別の總平均収量が62匁であることを見のがしてはならぬ。

筆者が嘗て台灣にて安南漆樹に台灣式採集法を試験作業せしめた結果は左の如くであつた。新らしい方法の第1次及び第2次の企業試験であつて、技術も尙未熟不充分であり収量は少なかつた。其後成績は向上して居たが其の資料を失ひ示すことが出来ないが、安南種の平均分泌量の大約を知ることは出来るであらう。

安南漆樹の平均分泌量（台灣式採法）

年 次	樹 齡	採集回數	試験樹數	全 収 量	1本當り 分泌量
13 年	3 年生	50	10,500本	428.26貫	40.67匁
14 年	3 年生 4 年生	56	19,762	858.93	43.46

安南うるし3年生の平均樹周は胸高凡そ6寸内外であるが、此の幼齢樹に比較し日本漆は採集母樹として樹齡的にも適當のものであるや否や一應疑念を持たざるを得ない。然しながら之等の採集回數には非常な差があり、且つ氣候の相違もあつて母樹そのもの適否を直に比較決定することは妥當ではない。今之等の誤差の計算し得るものを作成してその分泌量を比較すると左の如き結果となる。

各種漆樹分泌力比較（本當平均）

樹 種	年 總 量	1回平均量	搔口當り 平 均
日本種優良樹 6寸	32匁00	1匁14	0匁127
同 8寸	53.00	1.89	0.189
同 1尺	80.00	2.86	0.220
日本種平均 6寸	23.00	0.82	0.091
同 8寸	37.00	1.32	0.132
朝鮮種佳良 5寸5	19.26	0.64	0.071
同 平均 5寸5	17.68	0.57	0.063
中國種 13.4年生	35.00	2.33	0.388
佛印安南種優良樹	100.00	1.25	0.625
同 平 均	62.00	0.77	0.385
台灣安南種3年生	40.67	0.81	0.405
同 3年4年生	43.46	0.78	0.390

母樹の分泌力は毎搔口の分泌量に表はれる。日本種の分泌力は安南種の三分の一以下であつて此の面のみを見ては到底適當なる種類と言ふことは出来ない。併しながら此の相違は採集技法や搔傷の長さによりて相違し、中國種が樹

周は大であるが安南種に近い分泌量を示して居ることに注意せねばならぬ。中國式採集法は安南式に近似した技法と氣候的因子を具へて居る。且つ日本種にても初夏と盛夏の期節の相違によつて、分泌量は凡そ五倍内外増加するものなるを考へると、敢て不適であると判断することは出來ない。1本當り毎回の總收量即ち1日の總分泌量も重要な因子である。殊に採集企業上にて原價計算に直接關係を有するものは却つて毎回收量である。此の意味に於て日本種は却つて強い適性があると言はねばならない。

更に考慮を要するは分泌液の品質である。以上示した數字は何れも分泌する樹液の絶對量であつて、品質的には何等の考慮も拂つて居ない。商品としての價値は品質によつて非常な差を生ずる。此の價値は種々の因子によりて決定されるが、今最も重要なウルシオール或はラコール含有量により比較し、之の主成分收量の比率を算出すると左の如き結果となる。

主成分收量比較（1本當り平均）

樹種	毎回收量	每搔口收量
日本種優良樹 6寸	0.078	0.087
同 8寸	1.30	0.130
同 1尺	2.00	0.154
日本種平均 6寸	0.56	0.062
同 8寸	0.91	0.091
朝鮮種佳良年次	0.43	0.08
同 平均	0.39	0.043
中國種	1.51	0.252
佛印安南種優良樹	0.50	0.250
同 平均	0.30	0.154
台灣安南種1次年	0.40	0.202
同 第2次年	0.39	0.195

此の主成分收量より見ると日本種漆樹は母樹として不適と言ふよりも、却つて好都合なる品種であると結論せねばならない。

斯の如く日本種は好適の母樹でありながら造林植栽法、採集法或は生産業態等が、150年1日の如く舊態のまゝに残され世の進展發達に乗り遅れ、漸次衰退廢滅の悲境に陥つて居る。今後の植栽には科學を取り入れ、第1に樹種の改善をなし採集効率を高め、第2に植栽法採集法並に經營法の改善合理化を行ひ、時代に即應した形態に導びかねばならない。

四

漆樹の分泌力は固性により相違しその差は非常に多い。分泌機能の遺傳的固定を全部否定することは出來ないが、一般的の品種的固定度は極めて薄く、安南種の如きは種子

によると屢々原種の「はぜのき」を生ずることさえある。此の爲に昔より色々の種類が區分され、多くの分類が行はれたが今日迄に之の分類は確定されず、樹種の改良が成功しなかつた。何れの漆山にも少數であるが優良樹が生育し、多數の不良種と共に成林して居る。筆者が台灣にて採集稼業せしめた安南漆樹林20餘萬本にても同様であつて、初め豫定した10瓦平均分泌量を示したもののは僅かに15%に過ぎず。却つて20%に近いものが豫定量の10分の1なる1瓦内外の收量であった。採集施設上に缺陷もあつて恐らく實際には5%乃至15%を増さねばならないと考へる誤差があるが、之等20餘萬本の平均1回分泌量は僅かに1瓦餘りに過ぎなかつた。漆植栽企業上品種の改良固定が最大急務であることを、身を以つて痛感し十幾年苦勞した。

之等林分の内にて改良対照として選出した12本の優良母樹は何れも50瓦以上の分泌をなし、其の最も旺盛なる最優良樹は70瓦以上の平均分泌量を3ヶ年繼續し尙樹勢が衰えなかつた。之等調査の試料を失い僅かに記憶に殘る数字のみであつて正確を期し難いが、最高分泌量は1樹1回3ヶ所搔口にて100瓦を越したことも數回あつた。試験優良樹の内にもゴム質或は水分を多量に含有する不良なる樹液を分泌するものもあつたが、最優良樹は分泌液も極めて優秀なものであつた。

之等の優良樹の分泌力は立地環境の後天的條件に依るものか、或は何等の異變により先天的變質が生じたものか更に此の固性を如何にして安定繁殖せしめるかは尙研究中途で引揚げ歸國した爲に、斷言する域に達しないが、少くとも此の内4本はその母樹に近似する樹形と葉形並に樹脂孔を有し、分泌力も強大と推定されるものを接木によりて多數養成しつゝあつた。尙他1本は分泌液に多量のゴム質と水分を含有する品質的には不良品種ではあるが、此の母樹より採取した種子を播種して苗樹を養成すると、約3分の1餘りの割合にて同一樹種を急速に繁殖せしめ得ることが可能なるが如く、約5千本の試験林を殆んど育成したが引揚の爲に採集結果を知ることは出来なかつた。佛印原產地にて優良種と稱し盛に造林された品種は、其の樹形葉形樹皮等の外觀所見を此の試験母樹と同うし、分泌液の品質も亦同様であつて恐らく此の如き品種の母樹と推察する。樹液の品質と樹勢を早く衰退する傾向があつて、好都合なる母樹とは言へないが2ヶ年多量の分泌をなすもので確かに1歩を進めて居た。我國の植栽者が考へねばならない重要な事實である。

此の如き分泌力の相違は又日本種漆樹の場合にても同様に存在する。10年生内外の母樹にて盛夏1回の分泌量10匁に達するものは存在する。極めて好運に恵まれれば15匁分泌の極めて優秀な母樹を見出し得るかも知れぬ。併しな

がい此の如き漠然の佛倅を前提として立論することは出来ない。最少限の希望として毎回平均分泌量5匁の母樹を得ることは、現在の儘にて現実の可能性があつて餘り困難な研究目標とは考へない。此の優良種の發見とその固性の固定並に繁殖法の研究は、日本漆植栽對策として喫緊の最重要課題である。

毎回平均5匁分泌種が現實に產出されたとすれば、中國產は言ふ迄もなく、尙其他種々の條件はあるが佛印產さえも、敢て恐れる必要なき經濟的の優位を保持し得るであらぶ。若し幸にして10匁分泌樹の固定に成功すれば、漆植栽は林山村の副業以上の企業となり得ると確信する。

五

漆樹の植栽採集は人力に依存する作業のみであつて原價に占める人件費の割合は極めて多い。企業形態によりて比重は異なるが、普通標準として造林費にて55%、採集費にて15%以上が人件費である。總經費の3分の1が造林費で採集中3分の2を要するから、總支出にて人件費は68%餘りの多額を占める。中國中部奥地の山村或は佛印トンキンの山脚丘陵地帶等、現產地の農山村の生活水準は、我國のそれに比し低位にあつて賃金も亦低廉である。之等產地との競争に我國の賃金は餘りに高く經濟的に過重の負擔であり、日本は人的に漆植栽の好適立地ではあり得ないことが考へられる。

併しながら此の高賃金の對策は高能率によりて解決し得られる。恰も松脂採集に於て、低賃金の日本產が高賃金の米國ロシンに抗し得ないが如き状態があり得る。現在の日本漆探集法を見て明かに此の點を指摘することが出来る。樹液の分泌は植物生理上、或は尙實際の作業結果上にても、午前10時迄に行うことが理想であつて、期節的には6月中旬より9月下旬遅くとも10月初旬に中止すべきものである。漆液の分泌が最も旺盛なるは日出前後であつて、其後凡そ1時間位ひ宛にて3%乃至5%を減少する。午後の採集は午前に比して、晴天の日40%内外、曇天にても25%を減收する。午後の採集は樹木にも亦勞力に對しても決して好都合なる方法ではない。終日且つ長期採集作業を行ふ採集專業者に依存する現經營法を改り、農山村地元の遊休或は餘剰労力の午前中の副業とする形態に改善し、勞力に對する増收を計れば採集人件費の40%以上を輕減し、且つ賃金の低廉20%を見込むと、原價計算上30%以上の低價を計り得る計算となる。

我國の漆探集人は現在男子のみである。併しながら此の作業は決して重労働ではない。佛印にては殆んど婦女子や子供の手によりて行はれて居る。筆者は台灣にて女子採集夫をも採用した。男子採集夫に比し山間の林道走行或は用

具搬送等に稍劣る所はあるが、採集技術上には殆んど差を認めるることは出來なかつた。17、8才の妙齡の娘より50才を越す老齢者迄多數の女子優秀採集夫を養成從業せしめ好結果を收めつゝあつた。要するに習慣の問題であつて、女子を就業せしめることは容易ではないが、適策を講ぜば極めて簡単に達成し得られ、人件費を一層低下する重要な對策となるであらう。

人の問題に關連して採集法の改善を敢行せねばならぬ。筆者は尙研究不充分であつて具體策を提示する確信を持たぬが、本當りと毎搔口當りの分泌量を對照する時大なる疑念が生ずるであらう。日本及朝鮮の採集法は何れも日本式技法に依つたもので、1本當りの分泌量は大であるが、毎搔口當りの量は極めて少量である。中國と佛印とは多少趣を異にするが、技法の系統は同一であつて、佛印は2ヶ所、中國は5ヶ所の搔口に過ぎず、期節的にも氣温の高い時期のみ作業する。台灣の方法は折衷式で2ヶ所の搔口であつた。其後搔口を3ヶ所に改め好結果を得た。之等の技法には色々の特色も缺點もあつて研究を要するが、日本式採集法は現形態の然らしめるもので、漆樹に對する効率を極度に高め、労力に對する收量率を犠牲にした技法であつて、今日の状態に好都合のものではない。一層の研究改善を要することが知り得る。少くとも今後の方策として植栽に肥培管理を行ひ、8年9年或は更に10年生の成長最盛期の初期の2ヶ年乃至3ヶ年、最も好都合の時期にのみ作業し且つ新らしい用具と技法にて誰にても出来る新方式の養生搔法を稼業し、漆樹に對し又労力に對し採集効率を高め、經濟的に有利な生産をせねばならない。之等の改善は今日直に行ひ得る方策であつて、高賃金の我國にても人的に決して不適の産業であると決定する必要はなくなるであらう。

六

最後に検討を要する點は土地に關する問題である。我國は國土狭少にて適當なる立地を得ることが困難であり、且つ他に多くの有利な競合作物があつて經濟的に適當作物と考へられぬ。殊に樹液採集を目的とする樹藝作物は風力との關係が極めて重要な因子をなすものであつて慎重な考慮を要する。漆樹は普通風速4米突より分泌量の減少を示し始め、7米突乃至8米突にて半減する。10米突以上の強風には作業は不可能となり、分泌不良の影響は數日後迄も現れる。15米突以上の烈風は其後約1ヶ月間の分泌に悪影響を及ぼし、1ヶ月間の收量は大體50%の減收を見る。我國の如き分泌最盛期の8月9月に颱風の來襲を受ける危険のある颱風圈内は絶対に迴避すべき立地ではないかとさえ考へる。此の問題は漆樹植栽企業として、經濟的に死活條

件であつて最も危惧する重大問題である。

併しながら中國佛印朝鮮等も、此の點は同一條件内に位しして居る上に、漆の研究に風力との関連あるを未だ一度も問題とされたるを聞かない。現實の問題としても、明治中期迄年々十數萬貫の產出があつた事實は、日本種漆樹は筆者が経験した安南種程、風力による被害を受けない樹力を有するものであるかも知れぬ。殊に風衝は地形地帶等により其の影響を異にするから、茲では暫く問題外とするが、併し萬全の策として、今後植栽される立地は風衝の強大ならぬ地帶を選定する方策を探らねばならない。今日残つて居る日本の漆生産地帯の分布を見る時、之等の問題に多くの暗示を與へられるであらう。

漆樹は極めて贅澤な樹種であつて瘠せた土地には適しない。或る程度の肥力を有することが絶対に必要であつて、今後の植栽には必ず肥培管理を行はねばならない。此の要求よりして、傾斜度15度内外以内の緩斜地を選定するか、或は階段作を施行せねばならぬ。之等の不利な制約があつて、果して我國にて必要面積を確保し得るや非常な疑問がある。今日の漆植付面積を知る由もないが、假に年産1萬貫とし10年の廻轉稼業とすると、現存樹數は凡そ200萬本乃至250萬本と推定され。その面積は1,500町歩乃至2,000町歩と考へられる。昭和12年迄の國產漆增産獎勵の結果、新植された面積は凡そ5,000餘町歩に達して居た。今後何程の面積を要するやは需要量によりて左右され豫測し難いが假に年20萬貫の國產漆を所要すると推定し、改良せる採集法にて8年9年及び10年生の3ヶ年、6月中旬より10月初旬に到る約120日間、毎樹20回の採集を行ひ平均100匁を收汲し得るとすれば、總所要面積は凡そ5,500町歩乃至6,000町歩である。更に1回10匁を分泌する優良種を得て之れを造林せしめ得るとすれば、その所要面積は半分である。

アメリカ便り（第2信）長井 英照

シャトル上陸以來17日目です。今回渡米者の大部分が、ワシントン飛行機又は大陸横断鐵道で直行したのに、我々は五湖の手前（手前といつてもシカゴ市迄1日かゝる）セントボーラーへ途中下車して、林業試験場と大學へ立寄り施設や研究状況を観察した。それから第9營林局管内の主要營林署、擔當區現地と殆ど田舎廻りをしてゐる。米國には國有林が約5,000萬町歩あつて、10營林局に分割されてゐる。第9營林局は、カナダ國境の Lake Superior, Michigan, Huron の沿岸にあつて、寒帶林が多く、美事な林相をしてゐる。他の一部が Mississippi River の中流地帶を占めて温帶林に屬するが、今回の視察では、本局管内は主として北部の寒帶林である。

幸に吾々の旅行日程は、G.H.Q. Mr. Wise の計畫に従い、山林局から各々關係筋に公文書が出てゐるので、大變好都合に視察地、宿舎等準備されてゐます。今まで3營林署を訪問したが、施業課長が何時も驛又は停留所に出迎へてくれて、現地の案内その他、何かと親切に面倒をみてくれます。營林署長は、大學を卒業後20年位経験をもつた者が多く、署長補佐1名が配属されてゐる外、スタッフとして施業、土木、厚生、事務等數名課長級がいて、それの部下は2名位ですから、署員は8名—15名の少人數です。これで30—50萬町歩の大面積の監督が、よくやれるものだと感心させられるのですが、事務能率が高いとの職階制が確立して、責任分野が明瞭なこと、高度の機械化等による

つて、現在植付面積と大差なきもので足りるであらう。敢て狹少なる國土と言ふ考慮を拂ふ必要はなくなる。

現時我國の山林は荒廢し治水上にも急速な造林が要求されて居る。漆樹は治水林として適當なる樹種ではない。然し尙治山の効果があることは筆者が台灣にて現實に之れを経験した。今後の造林は林間綠肥の栽培を考へねばならぬから一層有効と考へる。

七

日本種漆樹植栽に関する根本方策の検討は以上の三點に盡きるものではない。植付方法、管理方法、經營法等にも多くの改善を要求せねばならぬ。社團法人日本漆增産普及會も發足し或は多くの方面で研究も進められて居るから、漸次改良具體策が判明するであらうが、それのみによりて成果を得、全てを解決し得るものではない。土と取組み自然と闘ひ長年月根氣よく氣長に、その成果を待つ現地林業家や植栽者が、之等の漆植栽の眞の進むべき方策を自覺することによりてのみ、眞の成果が期待され達成せしめ得られる。

之等の研究を行ひつゝ、一方にて今より漆樹の植造林を盛に行ひ、増殖を計ることが國策的の對策でもあり、且つ農山村自活の爲に着手すべき確實なる事業の一つであると結論する。今後改善される方法を漸次採り入れることによりて必ず好都合な結果を得ることは疑ふ餘地はない。漆植栽は林業中で最も短期間に廻轉し、收入期間も割合長く地元餘剰労力によりて生産せられ、採集漆液の輸送は如何なる山間にも問題とする必要なく、適時換金し得る便利なる副産物となり、その廢材の利用は廣く一石二鳥の好事業と言へる。我國の行詰りつゝある農山村の多角經營化に寄與することは實に多いものがあると確信する。

ものだと思料せられます。一例を擧げれば、署長の机の側には錄音器があつて、緊急重要事項はこれに吹込めば、直ちにレコード盤が出来上り、これをタイピストに廻して、文章になる式だから、署長が署員を呼んで起案を命ずる必要がない。この盤は削り取つて何回も使用が出来るのでこれは日本でも放送局でやつてあるのだから別に珍しくはないでせうが、役所に採用して實用化してゐる點に感心した譯です。尚又公用自動車内には、無電裝置があるので、50マイル圏内ならば森林内でも營林署、擔當區との電話連絡が出来るのですから、火災とか、突發事件とか、道を迷つた時など實に便利です。この施設は終戦後、逐次擴充されたらしい模様です。次に火災警防施設については從前から發達してゐると聞いてゐましたが、實に完備したもので、營林署はあたかも日本の消防警察署の觀があります。丁度今頃が危険期なので、各擔當區内に設置された110呎のLook-out tower に見張人が監視してゐて、早期發見に努めてゐました。造林事業についても過去10年來急速に進捗した模様で、例のC.C.C. Civilian Conservation Corps 運動で舉國造林を展開して、相當成功したものと思はれます。何しろ大面積の火災跡地、伐跡地を對象としてゐるので、地排を優秀な機械でやつてのけることに主力を注いで研究されたものです。植付はやはり人力に依るのが良いらしいが、昨年から植栽機を利用してあるとのことです。

御承知の通り勞銀の高い國ですから、如何にして労働者を少く使用し、能率をあげると云ふ事に重點を置いているやうに考へられます。日本でも北海道とか、富士の裾野の造林等には適用されると思ひます。

（5月21日 Delta Hotel Escanaba ニテ）



森林と隨筆

成澤多美也

もともと木なんていふものは固苦しいものである。昔から、木に竹をついだ様だとか、木石ならぬ身だとか、木で鼻をくすぐつた様な仕打だとか、ひどいのになると木念仁野郎だととかと、と角い方には使はれないのが木である。

さうした無情の木をもつと吾々の感情の中に織りこみ、もつと親しまれるようにしなければおそらく木は永久に入間感情の場外にあり、林學なんて餘程の木念仁野郎でないとやらない事になるだらう。面白くないから、いきほい林學や林業は多くの人からすてられてしまうかも知れない。從つて優秀な人も寄つて來るのは火を見るより明だ。永年森林のおかげで一家を支えて來た吾々としてはこれは重大な問題である。

私がこんな事を書く理由は外でもない。林業關係のどの單行本、どの雑誌を開いてみても——單にこれは林學關係に限つたことではなく科學書全般がそうした傾向をもつてゐるのであるが——先づ藁を噛む様である。無味乾燥である。甚しいものになると五行も讀むと眠くなる。餘程立派な事が書いてあり、それを讀めば一かどの林學者になれさうに思つて我慢して讀んでも十頁も讀むと前に何が書いてあつたか、いつこうに印象に残らない。勿論、これは私の頭腦が明敏でない立派な證據であるが、いやそれにしても、もう少しどうにかならないものだらうかと毎度の様に思うことである。

昔澤庵和尚が生硬な難文を書いて御自分は一つばし學者振つている木下長嘯を嘲つて、表現の方法は「話體たるべし」と皮肉つている。人に解らない様な文を書いてみても、相手に通じなければ、結局お經の様なもので衆民済度にはならないのである。ついでながらお經は誠にありがたい事づくめの事が書いてあるのださうであるが、生臭坊主共が此のお經をあげているのを聞いてみると、全く淫祠邪教の呪文のようウンザリせざるを得ない。然し御本尊の御蹟迦縁は決してあんなむづかしい事を、然も早口でいゝまくつたのではなく實に平易に説いたものださうである。從つてそれが下々にも傳はり、遂にはその德禽獸に及んだといふから、或る程度とりけだものにお釋迦縁の言葉が解つたものであらう。

眞理は何もかた苦しい文句で云はなくとも立派に光る。それを學者達は殊更にコケオドシの鐵冑を伊勢えびの様に

着せ込んで俗人共をヘイゲイしている。まア一種の見榮としか思はれない。

私は新京にいた頃ひと晩竹内亮さんのお宅で剝焼を御馳走になりながら、此の文體について大いに口角泡をとぼした事がある。何しろ片モレツキとした農學博士であり。片や一介の名もなき貧書生である。話が平行線になるのは無理もないことだが、竹内さんの持論によると服裝でも大臣は大臣の金ピカがあり、車夫馬丁には又それ相應の仕事着があつて、初めて調和がとれているのだ。大臣は威嚴を保つために矢張り金ピカの大禮服は必要だというのである。科學を取り扱う文體が皆ペランマー句調では第一權威といふものがなくなるというのである。

私はそれで結構だと云つた。威嚴や權威をデツチ上げようとする作意が、もう既に末世的なものであり、それを固守する所に、それ自身の墓穴があるとまくし立てた。勿論何等の妥協點を見出せなかつたことはいうまでもない。

然し私は今でもさうした氣持でいる。殊に最近の様に森林が瀕死の重態で、もう20年の壽命しかないといはれる今日、あらゆる社會の人から充分看護してもらへれば、もつとその死期を早めないでもない。結局森林をよくするもしないも、社會一般に關心を持たせるかしないかにかゝつてゐる。ラヂオや映畫による宣傳もあらうが一般に訴えるものは、矢張り何と云つても文字を通ずる場合が一番多いのである。

その文體が何と、いつまでたつても非民主的な固い殻をかぶつているのである。これでは民衆が踊らないのは當り前である。笛の吹き方がまづいのである。

ラフカヂヲ・ハーンは人間社會のあらゆる自然現象を表現するのであるから小説は立派な科學であると云つた。その影響を受けたかどうか解らないが夏目漱石も文學は科學だといつた。

この様に文學者は文學を科學にしたがつてゐる。ところが科學者は科學を文學にしたがらないようである。私は不思議でならない。

文學は散文と詩に二大別が出来る——なんて私は文學論をやる氣持ではない。ところで文であらわす以上、取り扱はれるものが森林であらう、電氣工學であらうと、それは散文であらねばならない。然し散文が文學的價値を持つためには美的要素を多分に持つていなければならない。美を缺いたものは所詮は文字の羅列であり、廣告文であり、航海日誌みたいなものである。事務的であり、甘味がないことはいうまでもない。讀む人は少くともそれに興趣を感じないことは明だ。

智的快感を與える散文がはじめて文學であり、それも詮じつめると美的要素の質と量とが決定的な役割を果してい

るのである。

私はこゝに森林を表現するのにもつともふさはしいものは隨筆であるといふ。隨筆は英國ではエッセイといはれていることは人も知る通りである。然しともすると此のエッセイなる言葉が論文と譯出されている事がある。さう云う場合もあらうが普通に用いられているエッセイの意義はそんな硬苦しいものではない。

隨筆とはたとえていえば、生活のタレである。自己のなかに醸釀されたものである。自然と自己とが完全に交流して出来たものが隨筆である。従つてよくこなれていれば讀んで旨味があり、云はんとするところは讀者によく理解されるべきものだ。

私は科學論文でも(デモは可笑しいから『は』とする)文學的に書かれねばならないと思つてゐる。若しむづかしかつたらアンリー・ファーブルの様にありのまゝ書けばよい。若し又文學的素質がないと思つたら、台本を文士に渡して書き直してもらうことだ。内田清之助氏は「鳥の話」を小堀吝奴に書き直してもらつた様に覺えているがあの方があつさりしていゝ。

兎に角、雪の様な木以上に冷い無表情なものの中谷宇吉郎氏は之を隨筆で書いたために吾々の心の隅にまで吹き込んで來たではないか。阿部能成は自分は最も優れた隨筆家になりたいといつてゐるが、私も草深い田舎で「瀕死の重態にある森林のために」特にその感を深くしてゐる。

(1950, 5, 14)



偶 感 芝 田 隆 雄

林業教育者の末席を汚している私が東北の片田舎の隅で騒いでみても何の反響もないかも知れないが、少し所見を述べさせて戴きたい。

一、ねむつてゐる學問

毎月の生活に追われてゐる我々が學問的に更に向上しようと努力しても、試験所關係を除いては現在の事情では前途に諸種な困難が横わつていて沒有仔になりがちである。

然し教員だけは生活が苦しいからといつて學問を放棄することは到底出來ない立場にある。即ち次代の國民を優良な人物に育てあげる現在の教育の使命は昔時の教育より更に重大であると觀ざれば私の如き不敏の者でもこのまゝ黙つていいられない。

引揚によつて参考圖書の殆んど大部を失つた私であるが苦しいながらも無理算段して圖書を求めるために嗜好品を節してまで、學問一途に努力してきた。

世界の科學はたしかに進んでゐるし、又我國の學者でも優秀な人々が澤山いて學問の向上に努力していられることも事實である。

然し職業教育の第一線となつてゐる新制實業高校において日進月歩の進展がなされているだらうか。活用してくれる人のない學問はねむつてしまつ。十年一日の如く教師も生徒も無意識に徒食していないだらうか。

私自身も非の中の蛙然として安逸になりがちである。切磋琢磨する同志を求め、生々とした學問のふんいきにしたりたい。

二、適材、適所

林業では適地適木といつて造林上大切な事項として考えられ、實行されてゐる。

人間も同様で適材適所についてこそ、その人の眞の力が更に倍加され、同じ努力をするにしても愉快な將來性のある満ち足りた氣持となるだらう。案外世の中には不適材、不適所で一生を暮してしまつ人は多いかも知れない。國家的に損失ではなかろうか。適材を結集して適所におく國家的なんとかの方策がとられないものだらうか。

三、基本給と能率給

今の生活は安サリで苦しんでゐるのは誰しも同じことだから給料の不満は言えない。しかしもつとよい支給の方法がなかろうか。勤続年限の長い人はたとえ無能であつても、重要な職にいなくても擔當事務が少なくてかなり高給を戴いてゐる。又我々にしても病氣のときも元氣で活躍しているときでも月収は同じであつて働くことがたまには損なような氣をもつ時さえ出てくる。

基本給としてその人の學歴、年齢、経験等から定額を支給し、能率給として、その人の能力及事務の繁閑に応じて所屬長が A.B.C 位の階級に分けて支給したらどうだらう

官廳等では旅費という都合のよいものがあつて健康な人と不健康な人とでは年収が事實上著しく違つてくることになる。然し教員にはそのような便法がないので多くの人々は萎靡退廃となる傾向が認められる。

四、高度化林業

從來の機械と労働力にたよりきつてゐる現在の林業は他の産業に比してどうしても粗放的であり舊態依然とした形態が續いてゐるようである。高度化することを具體的に述べることは中々難事であつて或いは理想論となり又は抽象論となりがちである。林業の狭い視野からのぞいた眼と農業の綜合面から又他の産業と結びつけた角度から眺めた場合とでは異つてくるだらう。

手近にある二、三の問題を取上げてみよう。

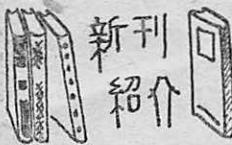
イ、炭煙の利用工業化

ロ、廢材のバルブ化

ハ、森林施肥による育林

ミ、林道網の完備と山火警防

ホ、森林副産物の増産 (一九五〇、五、二七)



米國農業年鑑樹木 (Trees, Year Book of Agriculture) 24×6.5cm, 1949

1949年米國農務省より發刊、年鑑委員會の手に依り編纂されたものである。本文 916 頁數葉の彩色畫の外、多數の圖を載せてある。筆者は當部 F.A.Ineson 氏より本書を借覽精闇讀する機會を惠れたるを以て以下其の内容の梗概に就て紹介する。全卷を 19 章に分ち、更に各章を多くの節に分け、先づ樹木とは何ぞやといふ定義より説き起し、米國に於ける老闘名木に對して説明し、造園、造庭並不用樹種の種類と其等の植栽方法に及び、植樹の章に入りては種子の貯蔵直播、松の育種、育苗と試驗場に於ける病虫害が樹木の生長を阻害する反面、間伐が之を促進する試験成績とを圓盤を圖示して説き農家私有林の現状と利用状況を述べクリスマストリの由來及生産の現状を詳説し公有林の章にては松脂の採集の現状を又國有林の章にては現状管理方法等並に計畫等を述べ更に病虫害と之が對策、森林火災と防火を、又狩獵にも一章を設け木材利用に對しては乾燥防腐塗装膠着未利用木材の開發と林產研究所と之が利用等に關し詳説してある。別に林業員の養成狀態協會救護施設を説き、更に米國林業の沿革現況及び將來等に説き及し、最後に全米主要樹木 69 科 222 屬 845 種中より最も主なるものの 165 種を選び之に外來樹種 50 種を併せ其等の俗名、學名、樹性、用途等に亘り、葉と果實を示める鮮明なる口畫一分布を示せる地圖とを用ひ要領良く説明してある。外に主要木材に對する肉眼的識別方法と検索表とを掲げ、最後に國立公園に關し一章を設け且つ樵夫用語の解説が見られる。吾が森林家必携と、山林要覽と林業實典等を混成平易化したものといふ感を得た。全卷を通じ行文平易流暢例は樹木の性状の如き從來斯種記相文に見らるゝ如き難句文字を避け平易なる語句を使用解説せる如きは其の例である。各章の終りには執筆者の略歴を掲げて記事の責任を明らかにしてある。洵に林業行政に携はる士や斯業著述家に對する良参考書たることを失はない。(山田金治)

新世界の木材 (Record. S. J & Hess. R. W., Timbers of the New World) 1947. 25×17cm 559

エール大學林學科長にして世界的木材業者として知られる Record 及同大學助教授 Hess 兩氏の共著にして嘗て 1924 年に Yale 大學より出版され 1934 年以來絶版たりし Timbers of Tropical America の内容を一層充實擴大改版し

たるものと見らるべき書である。昭和 18 年初版を翌 19 年再版を更に同 22 年に 3 版を出版したるものにして以て如何に本書が世界的名著であるかを窺ふことを得るのである。内容を見るに本文 559 頁の他に樹木の生態を示す寫真 36 枚を挿み樹種の分布圖 8、材の解剖顯微鏡寫真 76 を有す。本文は各科別アルファベット順に從ひ排列、更に各科中の屬に就て分布形態材質、用途供給等を記し其の内に樹種に就て同じ項目を詳記して特に材の色澤、香氣、重量、年輪、導管、髓線柔細胞、木纖維、波狀紋、樹脂溝等解剖上の諸性質に就て記載してある。是等の資料はエール大學所蔵に係る 40,500 點に餘る材鑑中新大陸産の 22,000 點(米國及 Canada 2,400、西印度 2,600、メキシコ 1,000、中國 3,000、南米 13,000)を用ひてなされたるものにして何れも同一個體より採取せる脂葉を供へ分類學者の協力を得て樹種の検定を経たる正確なる材鑑である。本文の後に一般解剖學上の解説を試み用途別、材質別に科を表示しチークの代用材等も表示してある。最後に研究資料の給源協力者名を掲げ、別に各國別に参考文献が豊富に掲示されてある。由來舊大陸の熱帶木材の良書は幾多出版され、又其の解剖學上の研究に對しては本邦にても金平博士の論文等必ずしも良書に乏しからざるもの、然も新世界産の熱帶木材に關しては Tropical Wood 誌上に散見する他、纏りたるものとしては本書を以て嚆矢と信ずる。單に材の解剖學的研究より離れて、現に我が造船界にては、 Mahogany, Lignumvitae を使用し Balsa, Quebracho エキス Logwood 等の外近年は南米チーク (Cordia) は鐵道客車用材に使用され Araucaria 其他は南米廣葉材の如きも建築裝飾材として使用されて居る事實に鑑み、是等に對する知識の獲得は特に必要な事で此意味に於て、本書は我が林學者に對する良参考たることを確信を以て申述べる次第である。

(山田金治)

新刊紹介の言葉

山田 金治

1941 年 12 月以來吾人は多くの歐米先進國の學界業界から自ら遮断を敢てし、其の間海外に於て發刊された書籍、雑誌等凡ゆる文献から全く隔離され爲に吾が學問文物を初め技術等社會萬般の事物が停頓狀態に置かれ渺くも彼の地に於ける業績に追隨し得ざりし事は何人も異論の無き所と思ふ。一方今次大戰に際し歐米にありて林學、林業特に航空寫眞の應用木材林產物の利用及保護方面に於て長足の進歩をもたらした事を想へば此の際、學徒たると實務に携はる技術者たると林政に鞅堂する事務家たるを問はず、開戦以來の歐米文献を精讀し各々其の立場にありて探るべきは之を探り、學ぶ可きは學び、斯くして戰時中に失はれたる所を一舉にして取返すの覺悟がなくてはなるまい。即ち筆者は此の意味に於て極力海外新刊書に眼を通じて居る者で之を單に己れ一人のものとせず、廣く同感の士に傳ふる事も現在自分が置かれて居る職種の立場上の義務と考へ以下遂次新刊圖書の梗概を總上に紹介することとした。讀者諸兄筆者微衷のある處を諒とせられ何等の寄與を斯學業界にもたらし得るならば洵に望外の望である。

尙ほ是等新刊圖書中の多くは C.I.E 圖書館にて自由に閲讀する事が出来る。因に同館に於ける林業圖書の番號は 6349 である。(1950 年 2 月 16 日、GHQ 天然資源局林業部にて誌す。)

九州支部第一回總會開催

鹽見熊本營林局長、大賀宮崎縣林務部長始め各縣代表者、管内各營林署長並に署員、營林局部課長並に局員等其の數150名に達する盛況であつた。

先づ小幡準備委員長の挨拶があり、次いで議長選出に移つて九州大學の西田教授議長席に着き、清水準備委員經過報告を行つて議事に入つた。

議事は(1)支部規約審議 (2)支部役員選出 (3)昭和25年度事業計畫ならびに收支豫算審議の順序で行ひ續いて新支部長鹽見友之助氏の挨拶、本部理事長祝辭(松原専務理事代讀)林野廳長官祝辭(清水元氏代讀)林學會九州支部長西田教授の祝辭があつて總會を閉ぢた。

午後は先づ第1回林業技術協會賞受賞者、日高義實氏の「カシのカミキリ豫防試験」と題する紀念講演があり、次いで特別講演に移り(1)「歯根の生態的意義について」熊本大學教授、淺井東一氏、「最近のアメリカ林業事情」林野廳、清水元氏の二つの有意義な講演があつて午後5時30分、盛會裡に散會した。

日本林業技術協會九州支部規約

第1章 構成及事務所

第1條 本支部は九州の各縣内に居住する日本林業技術協會(以下単に協會と云ふ)會員及び特別會員を以て組織する。

第2條 本支部の事務所は熊本營林局内に置く。

第2章 事業

第3條 本支部は協會の目的を達成するために左の事業を行ふ。

1. 協會の目的に合致する地方的事業の企畫及び實施並に本部への勧告
2. 所屬會員の異動調査
3. 本部及び分會との連絡

第3章 役員

第4條 本支部に支部長及び支部委員10名以内を置く、支部委員中3名以内を常任委員とする。

第5條 支部長は會員の中から總會に於て選出する。

第6條 支部委員は支部長が委嘱する。常任委員も亦同じ。

第7條 支部長は支部を代表し支部の會務を總理する。

支部常任委員は會務を執行し支部長事故あるときは其の名により事務を代行する。

支部委員は支部長を補佐し會務を分掌する。

第8條 本支部に顧問を置くことが出来る。

顧問は本支部の間に應じ支部の運営に付意見を述べる。

顧問は委員會の推薦に基き支部長が依頼する。

第9條 支部長及び支部委員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。

第4章 會議

第10條 本支部の會議は總會及び委員會とする。

第11條 通常總會は毎年1回之を開催する。

臨時總會は支部長その必要を認めたとき又は支部會員五分の一以上の請求があつたとき支部長之を開催する。

總會はやむを得ない場合は招集によらず書面によつて開催することが出来る。

第12條 總會は次のことを議決する。

1. 支部豫算決算の承認
2. 支部規約の變更
3. 委員からの提出事項
4. 其の他必要と認めた事項

第13條 委員會は會務遂行上必要ある場合支部長が隨時

去る5月19日午前11時より熊本營林局大會議室に於て開催、本部より松原専務理事、林野廳より清水元氏、九州大學の西田教授を始め各教授

鹽見熊本營林局長、大賀宮崎縣林務部長始め各縣代表者、管内各營林署長並に署員、營林局部課長並に局員等其の數150名

これを招集する。

第14條 委員會は必要ある場合は總會の決議を経なければならぬ事項を處理することが出来る。

但し其の場合は次の總會に於て承認を経なければならぬ。

第5章 分會

第15條 本支部に職域及び區域を單位として分會を置くことが出来る。分會の設定及び其の範囲に付ては支部委員會で決める。

第16條 分會に分會委員を置く。分會委員は各分會所屬會員がこれを選出する。

第17條 分會委員は刊行物の配付、會費の徴収、會員の異動、會員募集等に付き支部の事務を分掌する。

前項の事務は豫め支部長の承認を経て本部と直結することが出来る。

第18條 分會委員が選任されたとき又は變更があつたときは支部及び本部に報告しなければならない。

第6章 會計

第19條 本支部の經費は本部の交附金及び其の他の收入をもつてこれにあてる。

附則

第20條 本規則は昭和25年5月19日より有効とする。

第21條 昭和25年5月19日に現に存する分會は本規約の手続きを了したものと見なす。

九州支部役員

支部長	鹽見友之助	熊本營林局長
委員(常任)	小幡進	熊本營林局經營部長
" (")	清水健介	造林課長
"	佐々木堅一	福岡縣山林課長
"	横尾助二	佐賀縣林務課長
"	高津戸益見	長崎縣 "
"	後藤武夫	大分縣 "
" (常任)	相馬丑五郎	熊本縣 "
"	大賀正男	宮崎縣林務部長
"	田島文雄	鹿兒島縣林務課長
"	二宮靜夫	熊本營林局事業部長
顧問	西田屹二	九大教授、林學會九州支部長
地方理事	小幡進	
"	相馬丑五郎	

昭和25年度林業専門技術普及員資格審査課題

〔専門科目…造林〕

第一問 次の諸問題から一題を選んで解答しなさい。

(選んだ問題の番号及題名を書いて答を書いて下さい)

- (1) スギまたはヒノキ苗のうち一樹種を選び苗圃の播種床に於ける育苗成績を審査品評する際に検討せねばならぬ事項の項目別基準について。
- (2) 造林上母樹林設置の必要性並びに母樹林として具備すべき要件。
- (3) 吾國の既往主要造林樹種の造林地に多くの不成績造林地があらわれた原因の具體的事例とその説明。
- (4) 間伐のねらいとその効果特に間伐が造林の要諦と強調される理由について。
- (5) 吾國に古來から人工造林が發達して居る著名林業地方の地力減退の事例及び其の理由とこれに対する地力維持増進に必要な手段と其の根據について。
- (6) 専用樹木の栽培がわが國山地の高度利用並びに山村農家の福祉増進に特に適する理由及び東北地方、關東地方、中部地方、北陸地方、中國地方、四國九州地方別の栽培に適する専用樹種について。

第二問 次の諸問題を簡単に解答しなさい)

(番号を書いて答を書いて下さい)

- (1) ウルシ種子の發芽促進法。
- (2) 後熟を要する種子の貯藏法として露天埋藏法が行はれるのは何によるか其の根據を書きなさい。
- (3) 普通の場合播種床の秋末に於ける1平方メートル當りの苗木本數の密度は何本ぐらいがよいか。スギとアカマツについて概略の範囲を書きなさい。
- (4) 造林の際植付本數の多少を左右する因子について其の基準を書きなさい。
- (5) 造林地に發生するツル植物の枯殺に最も有効適切な方法。
- (6) ササ叢生地の最も有効適切な造林地整法。
- (7) 一齊同齡林の高さの連年生長が最大に達した時期には造林上にどんなことを考えねばなりませんか。
- (8) 上層間伐が廣葉樹の用材林の間伐に最も適すると云はれるのはどう云う理由によるのですか。
- (9) わが國の温帶地方でスギを人工植栽する場合にスギの適地選定の標準として下表の立地要件の各についてそれぞれ適否を記入しなさい。適否は最適を1. 適を2. 稍適を3. 不適を4. として記入すること。
- (10) クリの接木に最適の接木法の種類は何ですか。またこの接木法で好成績をおさめるために最も重要な處置は

立地 要件	海抜高(尺)				方 位			
	500 以下	500~ 2,000	2,000~ 3,500	3,500~ 5,000	東	西	南	北
適否								

立地 要件	土壤の種類			土壤の深度			
	埴土	壤土	砂土	礫土	浅	中	深
適否					1.5尺以下	2.5尺以下	2.5尺以上

土壤の湿度		
湿	潤	乾

何ですか。

〔専門科目……經營〕

第一問 次の諸問題から一題を選んで解答しなさい。

(選んだ問題の番号及題名を書いて答を書いて下さい)

- (1) 現行民有林施業案の規程又は運用について改善すべき點。
 - (2) 大面積森林所有者の森林に對し單獨施業案を編成する場合と同地區の他の所有者の森林と併せて共同施業案を編成する場合の得失。
 - (3) 林野の多角的集約經營と其の施業案上の取扱について。
 - (4) 農家の薪炭林の經營指導。
 - (5) 竹林の經營指導。
 - (6) 小面積の農家所有森林の經營指導。
 - (7) 森林作業の機械化。
 - (8) ブナを貯木する目的で貯木池を設計する場合に特に留意すべき點。
 - (9) 集材方法決定上考慮すべき諸點について。
 - (10) 奥地林開発と森林土木の關係。
- 第二問 次の諸問題を簡単に解答しなさい。
- (番号を書いて答を書いて下さい)
- (1) 伐期、輪伐期、回歸年、の差異。
 - (2) 照査法。
 - (3) スギとヒノキの材積平均生長量(1町歩當り)の最大に達する年齢とその數値の概数(石數)。
 - (4) 實積係數の定義と針葉樹と廣葉樹の場合のその數値の概数。
 - (5) 作業級設定の場合考慮すべき事項。

- (6) 小班毎の地況調査をする場合の調査項目を列挙下さい。
- (7) ガソリン機関と高速ディーゼル機関の利點と缺點を比較して述べなさい。
- (8) 修羅と棟手。
- (9) トラック林道、木馬道の最大勾配は何%ぐらいですか。
- (10) 小谷狩。

〔専門科目……利用〕

第一問 次の諸問題から一題を選んで解答しなさい。

- (選んだ問題の番号及題名を書いて答を書いて下さい)
- (1) 木材の解剖學的構造について。
- (2) 製材機械の種類及び吾國製材工場で使う場合の其の得失について。
- (3) 製材歩止りを向上せしめる方法。
- (4) 木材人工乾燥の目的とその方法。
- (5) 木材人工乾燥室の具備すべき要件及び其の理由について。
- (6) 原木より合板製造迄の各種方法の得失について。
- (7) 各種合板用接着剤の得失について。
- (8) 構造材料としての木材の得失並びに其の缺點の改良法について。
- (9) 木材防腐法について。
- (10) 各種木材バルブの製造法について。
- (11) 木材の各種炭化法について。
- (12) 吾國に於ける特殊林産物利用について。
- (13) 木材の化學成分の利用について。
- (14) 吾國に於ける次の用途に使用される主なる木材の種類と其の使われる理由について。
- (1) 建築 (2) 枕木 (3) 竪木 (4) 車輪 (5) 樽 (6) 漆器素地 (7) 楽器 (8) 合板 (9) バルブ (10) 下駄

第二問 次の諸問題を簡単に解答しなさい。

- (番号を書いて答を書いて下さい)
- (1) 繊維飽和點 (6) 単板の種類
- (2) 平衡含水率 (7) バルブの種類
- (3) 側心材 (8) 製炭の歩止り
- (4) 素材の缺點 (9) ねらし
- (5) 環孔材 (10) 椎茸の主要成分

〔専門科目……防災〕

第一問 次の諸問題から一題を選んで解答しなさい。

- (選んだ問題の番号及題名を書いて答を書いて下さい)
- (1) 保安林の意義と取扱方。
- (2) 日本に於ける水害の原因について。

(3) 山地の荒廢を防止する森林取扱について。

- (4) 入會林野の荒れるのは何のためか。
- (5) 治山事業の意義と目的。

第二問 次の諸問題を簡単に解答しなさい。

- (番号を書いて答を書いて下さい)
- (1) 日本に於ける地図の最も多く生ずる地層。
- (2) 限界水速。
- (3) 重力堰堤の核。
- (4) 海岸砂防に於ける前砂丘の目的。
- (5) 土砂の息角。
- (6) 砂防植栽用樹種の中5種をあげなさい。
- (7) 防風林の効果限度は大體樹高の何倍ぐらいですか。
- (8) 温暖前線に伴う降雨と寒冷前線の降雨との差異。
- (9) 目的別の保安林の種類を五つ以上あげなさい。
- (10) 地層の背斜構造を圖解しなさい。

〔専門科目……保護〕

第一問 次の諸問題から一題を選んで解答しなさい。

- (選んだ問題の番号及題名を書いて答を書いて下さい)
- (1) 保護技術の立場から見た苗畑經營の現状に對する批判と抱負。

(2) 森林における病蟲害の被害とその対策。

第二問 次の諸問題を簡単に解答しなさい。

- (番号を書いて答を書いて下さい)
- (1) 二次的害蟲。
- (2) 現在松食蟲として問題になつてゐる害蟲の名を5種以上あげなさい。
- (3) 樹高が大きい松(例へば並木の松)にマツケムシが發生した場合の處置。
- (4) 松苗畑にマツノミドリハバチが發生した場合の應急處置。
- (5) 杉赤枯病の病徵。
- (6) ヴィルス。
- (7) 4斗式ボルドウ合劑の作り方。
- (8) 接觸剤にはどんな薬剤がありますか。
- (9) 有機水銀剤の種類と用途。
- (10) 次の2項のうち一つに答えなさい。
- イ、根頭癌腫病。
- ロ、苗の雪腐れ病。

近刊予告

林業技術普及員試験問題集

社團法人 日本林業技術協會

關西支部總會特別講演 (於昭和25年5月17日京都大學農學部講堂)

世界情勢と日本

毎日新聞大阪本社編集總務 高橋信三

私、高橋であります。假に「世界情勢と日本」という非常に漠然たる題であります、結局は日本がどうなるかということについて、私の考え方、あるいはそれに關連いたしますする色々な動きをお話申上げるつもりであります。話を前後して結論的に申しますならば、いま講和會議の問題がどうやら本格的に取上げられようとしているわけでありまして、これはもちろん當然のことであり 占領政策が五年も續くことは、色々な意味において決してプラスにはならない。占領下にある我々としての立場においても、そうでござりますが占領政策を實施している方の立場においても、必ずしもプラスではないと考えるのであります。

なぜこういうようこ占領政策が永く續いたかということになりますれば、これは申すまでもなく米ソの対立といふ問題、戦時中は同じ側に立つて戦った米ソが、戦後非常に對立してしまつたということにおいて、こういう事態が引き起つたのであります。たゞこの問題をはずまして、元々今回の第二次世界戦後の講和に關する面といたしましては、講和會議以前に、講和會議に提案さるべき色々な問題の現実を先に作ろう、こういう考え方があつたのだとも思えるのであります。

この一部はボツダム條項の中にも色々な形で盛られてゐるわけであります、これはアメリカの評論家の言葉を借りて言へば第二次世界大戦の原因は一體どこにあつたかといえば、これは第一次世界大戦の講和會議、すなわちヴエルサイユ會議の結論に、すでに第二次世界大戦を引き起すべき萌芽があつた。どういふ點においてそれがあつたかと申しますならば、ヴエルサイユ講和會議といふものは非常に無理な結論を出しておつた、戦勝國といふ立場の相違を、そのまま押付けることによつて無理に出したのが、ヴエルサイユ講和會議の結論だつた。そしてドイツに莫大なる賠償を背負わしたわけです。普通の常識をもつてしては不可能に近いような賠償をドイツに背負わしたことが、その後のドイツをして、講和會議に翻意した政府を倒さしめすなわちヒットラーが現れて、ドイツ國民がヒットラーを支持するに至つたのであります。こういう無理な條件を背負わした當時のいきさつといふものは、ドイツの復興を絶対に喜ばないところのフランスが、勝つたといふ立場にお

いて主張したことがそれに反映して居るのであります。本當に世界平和を確立しようとするならば、講和會議に無理があつてはならない、という意味において、第二次世界大戦後の講和會議といふものは、明かに停戦協定から或る時期をおくべきだという考え方はすでにボツダム會議當時からあつたわけであります。

卑近な言葉で申しますならば、いかに立派な證文を作つてみても、その證文が實施されなければ、むしろ實施されないことによつて、ふたゝび戦争の原因を起すのだ、従つて證文を作る前に現實を先に作るべきだ、占領政策といふものは、その現實を作るための政策の遂行であります、現實を先に作ることによつて、その現實を裏付けるような條約を講和會議で結べば、この條約こそは完全に履行されるはずである。

そのねらいは何であるかといえばドイツの場合も、日本の場合も、イタリアの場合も 西歐民主主義の基盤になつたところの政體を作りあげるといふ點にあります。西歐民主主義の基盤に立つといふことは全體主義を排することでありましてこれが占領政策の目的であつて その目的がすんだ際に講和會議を開くことによつて、その現實を裏付ける條項を條約にしようといふわけです。

このアメリカ人の評論に出ております考え方、必ずしもウソではないのであります、アメリカといふ國の動きを考えます場合、もちろんアメリカといえども自國の利益といふものを主張するのでありますが、同時にアメリカ人が持つておりますところの特殊なる理想主義、あるいは人道主義、第一次世界大戦においては國際連盟を作り上げたところのあいいう理想主義的な面も明かにアメリカの動きの中から見出さなければならないと思います。また同様の面から今回の第二次世界大戦後のもう一つの特徴は賠償の問題であります。

第二次世界大戦の賠償方式はボツダム條項に原則が規定されておるのであります、それによると、賠償とは曾ての相手國がふたゝび軍事國家にならないということを目的に取立てるのだ。曾ての相手國といえども、そういう國々の國民が生活しなければならない、すなわち國民の生活水準を維持するに必要な設備は残さなければならぬ

ということをハッキリ名文に規定されておるのであります。これは第二次世界大戦におきます非常に特徴だと私は考るのであります。

第一次世界大戦までの賠償の考え方というものは、勝つた國の戦費は當然負けた國に負擔さるべきだ。單に戦費を負担さばかりでなく、脅威的な意味において領土なりあるいは品物なりを取上げることによつて、そういう國をこらしめる。少くとも賠償のねらいは勝つた國の戦費をつぐなふといふ考え方であります。第一次大戦後のドイツの場合でもこういう考え方において賠償が規定されたのであります。戦争に勝てば勝つただけの利益を、當然負けた國に背負わすのだといふ考え方です。

ところが第二次世界大戦におきましては、勝つた國の戦費を負けた國に負担さすという考え方は放棄されておるのであります。アメリカが太平洋戦争に使いました直接の戦費は千五百億ドルと、推算しておりますが、この千五百億ドルの戦費を日本が背負うべきだということになりますと、日本人が今後如何に働いても到底新しい普通の國家にはなり得られないであります。こういう點からも不可能であります。またこの不可能を無理に强行することによつて、ふたゝび第一次世界大戦後のドイツにナチが起つたような誤ちを繰返したくないという點において戦費の方は放棄され、戦争を目的にして發達した餘分の生産設備を賠償の對照にしようといふわけです。日本の場合を具體的に申しますならば1930年までは、日本は戦争を考えない國だつた。31年に満洲事變を起した、以降の日本は戦争を考え、戦争目的に軍需工業を餘分に擴張したのだという點において御承知のごとく當初對日賠償の基準というものが、1930年の生産設備を基準にして、これ以外のものとかこれをオーバーした餘分のものを賠償の對象にするのだというような點から調査が始まつておるのであります。

その後になりまして1930年乃至34年を平均したところの日本人の生活水準を基準にいたしまして、さらに1930年以降日本の人口がふえただけを、加算して漸次緩和の方向へ來ておるのであります。占領直後ボーラー委員會が日本に參りましたときのねらいは1930年を基準にしておるのであります。これは抽象的に申しますならば、負けた國といえどもその國民の生活は保障しよう。しかしそれ以上餘分な設備は取上げるのだ。この餘分な設備だけが賠償の對象ということになりますて、今回それが計算されつゝあるわけであります。

こういう面を考えますならば、これはマツカーサー元帥の言葉を借りても明白でありますごとく、すでに日本においては或る程度占領政策の目的は達成されているにもかゝらず講和會議が開かれないとることは、別の原因が生

れて來たのだということになるのであります。従つて占領政策を大別いたしますならば、占領政策の初期においては日本の軍部の解體、軍需工場の解體、あるいは日本民主化のためにとられた農地調整法であるとか、財閥解體であるとか、あるいは労働組合法を制定することによつて労働者の地位を向上する、これがいわば初期の時代の占領政策であります。第二段階においては、こういう法規によつて現實の日本の國民の氣持が、日本の民主國家を作り上げるという方向に政策がとられて参りました。これが日本復興問題であります。すなはち日本經濟を如何にして自主せしめるか、の段階であります。

時期の取上げ方は色々あります。私は少くとも一昨年の秋ころ、對日經濟復興援助費というものが考えられた以降におきましては、もはや占領政策第一段階は過ぎまして、新しき日本將來の極東における日本、あるいは將來の世界における信頼し得るに足る國家としての日本の經濟復興を如何にするかといふことであります。日本の經濟を復興すことによつて日本の民主化が進歩されるのだといふ迄においては、日本の經濟復興のためには、むしろ援助を惜まない。これはある意味においては占領政策の目的以上のものであります。そういう段階に現在入つているのであります。

しかし現實の日本は依然として占領下にあるということは間違いないであります。占領下にあるということは、主權が日本にないということでありまして、日本政府も日本の國會も、獨立國家の政府、獨立國家の國會ではないであります。これは表面的には如何に色々な形式がとられておるにいたしましても嚴然たる事實であります。各種の問題がスキヤップを通じて日本の國會政府に指示されることは、これは占領下にあるということを考えれば當然のことであります。その指示事項は、いわばなし崩しの講和條項ともいへべきであります。本來ならば講和會議において要求されるものが、なし崩しに今日まで要求されて來ておるのだと解されます。

そういう現在におきまして、アメリカの考え方と致しましても一日も早く主權を日本に歸すことの必要は考えておるのであります。色々な事情によつてそれが不可能なら、現實に主權が日本に戻つたに近いような状態を作り上げて行くべきだという考え方から色々な問題がすでに解決されておるのであります。たとえば日本の貿易再開、あるいは日本人の海外渡航という問題は本來ならば依然として國交斷絶の状態にあるべき國々に日本の商品を送ることが許されたり、日本人の海外渡航が許されておるのであります。これがさらに積極化されまして本年二月には在外事務所の

設置が許されたのであります。これは日本の外交官の役所ではないのでありますが、いやしくも日本政府の正式の役所がニューヨークなり、サンフランシスコなり、ロサンゼルスなり、あるいはホノルルに設置されるということは、明かにこの面では日米間に國交が回復しておると同様であります。形式的には依然として國交斷絶の關係である。そういう國に日本の事務所が置かれた。こういう形式が次に英國やその他の國によつてとられると致しますならば、講和會議は開かれないと、なし崩し的な形において日本と曾ての相手國との國交が回復しつゝあるのだということがいえると思うのであります。

こういう面から假に英米側の立場において日本を考えてみた場合においても、これ以上占領状態を續けておくことは決して將來の世界のためによくない。占領政策というものが永く續けば、その國の國民といえども氣持の上においては必ずや不満をもつに違いないという意味において、昨年の秋あたりから眞剣に日本の講和會議開催の問題が取上げられて、今やその問題がさらに具體化しつゝあるのであります。講和會議の技術上の面においては單獨だとか、全面だとかいうような問題があるに致しましても、とにかく主權を日本に與えるべきだという考え方において英米、言葉を換れば、一應ソ連と中國を除いた國々の中において意見が交渉されてくると考えるのであります。方々論においてはまだ結論は出ておりませんが、原則論においては一致しつゝあるといえればいえるのであります。この點において方々論が、殘された問題になりつつあるのではないかと思います。

私個人の意見を申上げることは僭越でございますが、單獨講和か全面講和かという問題が、最近やかましく論ぜられているのであります。單獨講和か全面講和かというような方法論を先きにとりあげて議論しているところに本末てんとうの誤りがあるようと思えます。主權を日本に持たすための講和會議を開くか開かないかということが前提になるのであります。その會議に日本のかつての相手國の全部が參加しなければこれが部分的講和になるのであり、全部が參加すれば全面的講和になるのであります。

従いまして單獨あるいは全面というようなものの考え方には講和會議開催の技術上の問題にすぎないのであります。この問題の方がさかんに日本國內において論議されまして、主權を日本に戻してもらはなければならないという方の世論が、あまり強くアメリカへ反映されていないといううらみがあります。私は去年の八月ころアメリカに約一ヶ月おつたのですが、當時アメリカの新聞記者でありますとか、あるいは親日家といわれる人々から、そういうことをいわれたのであります。日本は主權を戻したいとい

うことを望んでいるならば、それが日本の世論になつて現れて来なければならない。といふようなことを。ところがその後の日本の世論の動きといふものは、その主權を戻すという問題よりもむしろ單獨講和では困るとか、全面講和でなければならないというような論議が日本の相當有力者によつて論議されている。講和問題に對し我々あるいは皆様方ももう一度この點を考え直してそして一日も早く主權を戻すことの必要が日本の世論でありますならば、その開催にあたりまして、全部の國が參加しなくとも、參加する國との間にまず日本が條約を結んで行こうということになるのは已むを得ないと考えます。どうしても參加しない國があつた場合において初めてそういう問題をどう處理するかということは、我々としても考えるべきでありましょうし、がむしろ、これは連合國側が考えるべき問題なのであります。

そこまで行かない先に、全面講和でなければならぬとか絶対中立だとかいうこと許りが盛んに論議されることは、ある意味において共産黨の戰術に利用されているのだといわざるを得ないのであります。なぜこれが共産黨のために利用されておるかといえば、誰だつて全面講和が望ましいにきまつております。また恐らく日本人の誰の氣持を考えてみましても、絶対中立でなければならないということを考えておるに違ないのであります。當然そうなければならないでありますしが、たゞ現実の問題としては、そこに政治的な問題が生じて来るわけであります。これは假定でありますしが、今日の日本の國防問題を考えた場合、あるいは國際連合に加入するという問題、あるいはどこかの國と一緒に防衛協定を結ぶという問題が考えられるであります。理想は絶対中立である、あるいは全面講和であるということは間違ないのであります。この萬人が萬人當然とするところの問題を特に取上げて、それを現実問題と對立させ是非理想通りでなければならないということをいつておれば、いつまでたつても 講和會議は開かれないことになります。

講和會議が開かれないのである場合において、どの政黨がプラスかといえば、共産黨だということになります。全面講和論といふ絕對的なものを共産黨が取上げて、國民を引摺ろうとしているところに講和問題の複雜性を生じているのではないかと考えます。共産黨以外の野黨のなかにも全面講和がありますが、例えば民主黨であるとか、社會黨の場合、然らば單獨講和なら拒否するのかということになれば、そこまでハツキリいつておらないのであります。継返して申しますが、全面だとか單獨だとかの問題は連合國側が検討すべき問題であつて、被占領下にある日本がそれを論ずること自體がおかしいわけです。

吉田首相の考え方は、新聞に度々出でておりますごとく、全面講和が當然なんだけれども、いつまでも講和會議が開かれないと方いいよのか、特定の國からだけでも講和會議を開こうという國があれば、ともかくそういう國と條約を締結していく方がいいのかどちらが日本のためにプラスになるかという點において、結論を出しているわけです。吉田氏の講和に関する現実的な考え方があなたまた理想論者である南原學長との間にあいう論議のイキサツになつたのであります。私は別に自由黨びいきでも何でもありませんが、あの問題はスタンダードポイントが全然違つていて、議論しているようなものだと思うのであります。一方は學者として當然日本はこうあるべきだということであり、片方は當然そうすべきだが、政治問題としてはそなは出來ないがゆえに、現實問題としていわゆる單獨講和的もやむを得ないというわけではないでしょうか。

講和會議の問題は、今のところ私にもその見通しがつかないのであります。なぜつかないかといえれば、ソヴィエトの問題が解決されない限り中國の問題が解決されないからであります。アメリカといえども中國を、あるいはソヴィエトを除外して講和會議を進めてみたところで、日本の安定が果して成立し得るかどうかに非常な疑いをもつておるはづであります。とくに中國を除外いたしまして、中國と日本とが依然として國交斷絶の状態であるとしますならば、それ以外の國との間に日本の國交が回復したといたしても、日本が經濟的に獨立するためには、多分にマイナスが生れて來るのであります。こういう點からソヴィエトは一應除外いたしましても中國問題というものは十分検討してかゝる必要があるのではないかと思います。

第二次世界大戰後のアメリカの世界政策は一應ソヴィエトとの間には氣まずい形が出来上つたが、それ以外の世界において、第一次世界大戰後のようなことがふたよび起らないように、別の言葉でいえば世界平和を確立する爲にあります。第一次世界大戰後の1929年には、アメリカも世界不況の影響に見舞われました。アメリカの銀行が取付け騒ぎが起りました。この原因は第一次世界大戰後にドイツに多額な賠償を背負わし、そのドイツが經濟的に破産したことが西ヨーロッパ全部に波及したことになります。ドイツの經濟破綻の波は英國にも、アメリカに及んだのであります。

當時のアメリカには未だ孤立論者がおつたのであります。その後のアメリカといたしましては、いかに自分の國だけが永遠の繁榮をはかつてみたところで、世界の他の國が不況の状態になつた場合においては、アメリカの繁榮も持続できない。すなわち世界の繁榮なくしてアメリカの繁榮はありえないという結論に到達したのであります。今日戰後の復興についてアメリカが、戰勝國家、戰敗國家の

別を問はず、西ヨーロッパ、アジア各國の復興に力を注いでいることはそれが回り回つてアメリカの繁榮にも寄與するところが多いばかりでなく、世界の平和確立に寄與する面が多いという考え方から出發したものであります。已に西ヨーロッパ援助計畫が實施されており、また極東援助計畫が實施されておるわけであります。經濟の復興なくして、世界の平和はあり得ないという見地に立つたわけで、日本とドイツの場合においてはこれが占領地救濟費、あるいは經濟復興援助費という形において援助が與えられてをります。戰勝國家に對しては御承知の如くマーシャル援助計畫という形において援助が行われているのであります。しかしこの援助はそういう形でも續けるわけに行かないであります。

現にヨーロッパの復興についてはこのアメリカの援助があつたればこそフランスも復興し、イタリアも復興し、またイギリスといえどもアメリカの援助によつて經濟的破局を救われておるのであります。日本も、年々四億ドル乃至五億ドルの主として食糧であります。援助があつたればこそ、日本經濟が救われて今日まで來ておるわけであります。明かにアメリカの全世界復興援助計畫は、この意味においては實を結んでおるのであります。しかし一體こういうアメリカの援助計畫がいつまで續き得るかどうかの問題こそは、アメリカ國內の政治問題なのであります。

アメリカに國內においてはこの外國援助に對する批判が漸次きびしくなつて参りました。殊にアメリカも今年の11月が下院の選舉であります。アメリカは2年毎に下院議員が選舉されるのであります。この選舉をめざし現在の野黨である共和黨の連中が民主黨のトルーマン政策をきびしく批判し始め特に、外國援助費への批判は相當手きびしいものがあるのであります。

この批判の要點になりますものは、現在のトルーマン政府は年々多額の金をヨーロッパあるいはその他の國々に注ぎ込んでいるが、この金は一體誰の金か、アメリカ一般國民の税金じやないかというわけなんであります。アメリカ一般國民の税金をそう氣前よくヨーロッパや極東に注込んでくれては、このためにアメリカ人の税金が高くなつて、アメリカ國民として承知できないというのが共和黨の批判の一つの考え方であります。年々40億ドルないし60億ドルの金をマーシャル援助計畫だけで注込んでおるのであります。アメリカ人といえども税金は安い方がいいよにきまつております。

このアメリカの一般國民に對しまして共和黨としては、我々の方が天下をとれば税金はズツと安くしてやる。トルーマンがあんな多額な金をヨーロッパに注ぎ込んでおるがもしも、あの60億ドルの援助費を30億ドルに削ることが

できればあとの30億ドル分だけは一般國民の税金を安くする方に回せるじゃないかというわけです。

これに對しまして、もちろん現在の民主黨の政府といいましても、もしもこういう援助費をヨーロッパに與えなかつたならば今頃は西ヨーロッパはどうなつてゐるだらうか。恐らく經濟的に破綻をしてゐるにちがいない。そして西ヨーロッパ全部がソヴィエトの勢力圏に入つておるかも分らんじやないか、この援助費があればこそ西ヨーロッパが復興しつゝあるのだ。また日本の占領政策が成功しておるのも援助費の対象だというわけであります。今年邊り援助費の金額は政府の原案について相當國會で論議せられたのでありますが、1952年まで援助をすることにおいては、今さらこれを否定しようとは思わないが、援助費は出来るだけ節約してもらわなければアメリカ國民にすまないじやないか、これが代表的な意見であります。

この援助費の節約という點において日本の場合も同様であります。對日經濟復興費は1952年をもつて終ることになつてゐるのであります。53年以降は以前のような援助も出來ない。すなわち1952年すでにヨーロッパ各國はもちろんのこと、日本も自力で自國の經濟が賄えるように、すなわち自力によつて日本の國に必要な食糧が買えるような狀態に經濟を復興さすべきだ、日本の貿易振興によつて必要な食糧を買えるような方向にすべきである。このために今援助をしてやつてゐるのだというのが日本の場合の援助であります。

ヨーロッパの場合も同様で1953年以降においては、アメリカは援助は打切るがゆえに、それまでにフランスも英國も、その他の國々もアメリカの援助がなくとも國の再建をはからなければならぬというわけであります。それが西ヨーロッパ復興援助計畫であります。

對外援助金額が多いか少いかの問題に關して議論の一部を御話いたしましよう。政府のやり方に反対している人々の言い分は、あくいう多額の金が西ヨーロッパのために使われているが、果してそれがどれ位の効果をあげているだろうか。例へば英國の如き、その攻撃の矢面になるのであります。

なぜ英國が攻撃の矢面になるかと申しますと、英國の勞働黨の政策、すなわち現に勞働黨がとつておるところの社會保障制度といふものは、非常に進歩したもので勞働黨のスローガンを借りますならば、搖籃から墓場までの經費は國家が持つのだというわけです。事實英國においては醫者はタダであります。勞働者の家族において出生があれば出生手當がもらえる。あるいは年金制度、失業手當、というように、あらゆる費用を國家が持つのであります。その結果は現實の英國の國家財政の上に非常な負擔がかさんで参

りまして、特に醫療國營のごときは大きな負擔となつています。そのため英國民は世界一の重税を負擔しておりますが、他面アメリカの援助によつて問題が解決されているというわけであります。アメリカは直接英國の財政を援助しているわけではありませんが英國の輸出超過の赤字はアメリカの援助があればこそ何とかバランスがあつてゐるような状態であります。

アメリカのある論者にいわせますと、アメリカ人の税金で、アメリカの労働者すら受けていないような社會保障制度を英國政府がやつてゐることになる。自分の國の税金が自國民福利増進のために使われずに、外國人の福利増進のために使われておるとすれば、行過ぎじやないかというわけです。この問題はもちろんアメリカの政府側の立場においては外國援助の必要性を強調しています。例えばかつて日本に參りましたケナン氏、國務省内の企畫委員會委員長ともいるべきケナン氏の考え方というものが、マーシャル援助計畫の基礎をなしているのでありますが、ケナン氏の考え方によりますと、この援助を實施しているからこそ鐵のカーテンより西にソヴィエトが伸びて來ることが防止されておるじやないか。それを考えれば年々60億や70億の援助は非常に安いものだというわけであります。アメリカの國民の中には、もちろんこの考え方を支持している人たちも少くないのですが、とにかくアメリカの輿論にはこの二つの流れがあるということを知つておく必要があります。そして、特に、その批判は對日援助費ならびに日本占領費、救濟費にも向けられているということを知つておく必要があります。

日本の場合について申しますならば一體援助金は果して有効に使われているかどうか、ということであります。金錢的には日本の場合には年々4億ドル乃至5億ドル、來年度すなわち7月1日以降の會計年度においては相當削減されまして、3億ドル足らずになつたのでありますが、それにしましてもそれがアメリカ國民の税負擔によるところに問題があります。

例えば、フォーチュンという雑誌が去年の春に、多分三月號でしたが對日援助費をきびしく批判いたしまして、過去5ヶ年間ざつと20億ドルの金が日本のために使われたが、日本經濟は一向安定しないじやないかという意味の論文をのせました。

それに對してその後マクカーサー元帥の名において對日援助費がいかに實を結んでおるかという具體的な數字があげられて反駁されております。日本の經濟は對日援助費によつて戰前の70%まで回復して來たというわけです。しかしアメリカ國內におけるこの種の批判はアメリカ一般輿論の動きと深い關係があるということを十分に頭に入れ

ておいて頂きたいと思うのであります。

昨年の1月ドッジ氏が日本に参りました際の経済九原則を樹立したのも、一つにはこの輿論に答える必要があつたからだと解せられます。トルーマン大統領は自分の特使としてドッジ氏を日本に派遣いたし、過去の對日占領費あるいは救済費、あるいは經濟復興援助費の使い方ならびに今後の使い方について検討せられたわけであります。それがドッジ氏の使命であつたといえます。

このドッジ氏を通じ、経済九原則を実施すれば援助はかならず實を結ぶという意味のことがアメリカの國會なり政府に報告されておるわけであります。この點からいわゆるドッジ氏の九原則をお考え下さいまばその重要性は容易に了解されるはずです。ドッジ氏は日本に参りました際の経済九原則というものを立案いたしまして、この実施を日本に勧告しました。その後はドッジ氏の立案した九原則によつて經濟安定が進められているわけですが、これを逆に申せば援助を受ける限り日本國民は九原則の実施に協力しなければならないということであります。すなはちドッジ的方式がとられるという條件付でアメリカ國會が對日援助費を承認しておることになります。日本に在る總司令部といたしましては、このドッジ氏の九原則に對し日本國民が協力しなければならないということを強く求めているのは當然のことであります。

最近ドッジ方式で日本の經濟がデフレ恐慌的状態を來しておるといつて不平や不満がありますが、元々ドッジ案といふものは一種のデフレ政策なのであります。たとえ池田大蔵大臣がアメリカに参りましても、ドッジ方式が根本的に修正されるはずはないと思います。

ドッジ氏の考え方は、今さら申すまでもなく通貨の收縮によつてインフレを押えようというところから出発しています。デフレ政策によるところのインフレの抑壓政策だということになります。元來インフレであるとか、デフレであるとかいうような現象は、自然的に發生して来る現象ではなくしてむしろ國家の政策如何によつて起つてくるところの人間的な現象であります。國家がインフレ政策をとるかデフレ政策をとるかによつて起つところの結果がインフレであり、デフレであります。たゞし戦後の日本のインフレ現象といふものは國家の力ではどうにも出來ないほどに物の不足から起つた特殊なインフレ現象であります。しかしそのインフレ現象を抑えるにはどうしてもデフレ政策をとらなければならぬということになります。ドッジ氏の案がその徹底したものであります。ドッジ氏がデフレ政策をとりました際に、當然これによつて日本の企業の何割かは整備を必要とされるだろう、あるいは一時的には金詰りも起るに違ひないということを豫想していたと考えます。この考

え方が池田藏相に反映して、池田大蔵大臣が不用意の中に使いました言葉がその後大いに問題になりましたが、元々企業の整理を強行しようという考え方から出發しているわけです。過去のインフレ現象に便乗することによつて利益を受けてきた企業が苦しくなるのは當然なのです。

ドッジ氏の言葉の中にも日本は日本の國力にくらべて比較にならんような大きな戦争をしたじやないか、その日本において、日本の産業が戦後になつても整理されておらない、戦勝國家であり、經濟力の非常に強いといわれるアメリカにおいてすら、戦後いくつかの會社は、軍需工業から平和産業に切替えるため徹底的な整理をしている。

日本において多くの企業がつぶれなかつたのは戦後のインフレに便乗してきたからだ。しかもそれがアメリカの援助によつて破綻を來すことなくインフレ便乗組が利益を得ておつたのだ。いわゆる竹馬經濟だと批判されましたが、その竹馬の足を切つてしまつて、自立經濟に歸らなければならないということは、整理の促進をしなければならないということであります。

ドッジ氏の考え方によれば、通貨を收縮せしめることは日本經濟安定という目的達成のための手段であります。従つてある時期には、このデフレ政策が緩和されることになりますが、その時期は日本經濟が本當に安定し、これなら大丈夫ということになつたときです。つぶれる會社は過去においてヤミ價格を目標に利益をもさばつておつたような會社であります。日本の將來に對して興らなければならぬような本格的な鐵鋼業、造船業、紡績業などに對しましては、國家としてもつぶれない方法を講ずる必要がありましようし勿論ドッジ氏もそれを考へてゐると思ひます。

現在の金づまりがデフレ恐慌かどうかは大いに議論のある點で元來デフレ恐慌と申しますのは、日本の場合を例にとれば昭和の始めに起つた恐慌が典型的なデフレ恐慌だつたわけです。日本全體として物が出來すぎてすなわち生産が多過ぎて需要がそれに伴わないという時に本當の意味のデフレ恐慌がおこるのであります。現在の日本を考えますならば、將來貿易を伸ばすためには日本の本格的な産業の設備は現在以上に擴張しなければならない面が残つております。設備の過剰とはいふがたいであります。たゞ一時の現象といたしまして、最近の纖維製品のごく國內放出で、どつと一時的に纖維製品が出回つたことにより、物價が下りデフレ的な様相が出ておりますが、これは一時的な現象にすぎないと思います。

將來の日本經濟自立を考えますならば、ドッジ氏的方式をとることによりまして、日本の生産コストを引下げておき、將來世界の各市場において、外國品との競争に負けな

い力をつけておく必要があります。

ドッジ氏が昨年日本に参りました際は、経済九原則を立案しました際に当然日本の貿易バランスのことも考えておりました。かつて安本が日本貿易五ヶ年計画試案というようなものを国民に発表しましたがそれによりますと、1953年の日本の貿易戻りは必要な食糧を買入れて、ちゃんとバランスが合ふことを目標にしておるのであります。

これを目標にして、九原則の遂行と日本經濟の自主を考えたのがドッジ氏の案であります。ただし、その後になつて日本の對中國輸出が當時の考え方と違つた方向にいつてしましました。日本の貿易計画の中において對中國輸出は相當重要な部分を占めておるにかゝらず、現実にはその中國が御承知のごとく共産系の毛澤東政権によつて支配されてしまいました。

当時のアメリカ政府の見通しとしては、毛澤東政権が假に北支那に出来上つても、蒋介石氏の政権は揚子江以南に残るであろう、すなわち二つの中國政権というものが當分中國に續くであろうという見通しを立てゝいた者もあります。それが意外に早く中國の大部分が毛澤東の支配下に入つたという迄において日本の貿易計画の食違いを來しました。その中國貿易が黙目になつた分だけを、東南アジア貿易でカバーしなければならなくなくなりました。ところが、東南アジア地域は元來英國の力が強く及んでいるところであります。すなわち英國がもつとも力を入れているインドや東南アジアへ日本の貿易品を賣るのでなければ日本の復興が成り立たないということになります。ここに別個の新らしい問題が生れてくるわけです。

中國問題はアメリカにとりましても大きな問題であります。アメリカといたしましては、中國を無視した極東の安定はあり得ないということを考えておりますがゆえに、中國を支配してしまつた毛澤東政権をそいつまでも無視しておるわけにゆかないと思います。そのアメリカの考え方方が先づ昨年八月の對華白書に現れているのであります。そして續いて9月7日にはワシントンで英米にカナダも加わつて會議が開かれたのであります。その會議の中心議題は英國のボンドの安定問題だつたことは事實ですが、同時に中共承認問題も議せられたと考えます。その結果、英米は中共承認については歩調を一にしようといふ話合ができたと考えます。この會議に先立ちまして、アメリカ政府が8月に對華白書というものを出しておるのであります。

對華白書というものは、非常に大きなセンセイションを巻起したものであります。その内容は、過去においてアメリカ政府は蒋介石政権をずっと援助して來たけれども、今後この援助を續けてみたところで、無意味であるという結論に到達した。今後は蒋介石政権には一文の援助もしな

いという意味のものです。このアメリカの態度が全世界に表明されたという點において非常に大きなセンセイションを巻起したのであります。これによつて中共承認の前提を作つたのだとも考えられるわけです。

すなわちその當時は英米ともに一致して中共を承認する肚をきめたのであります。ところが、その後何が起つたかと申せば、中國においてアメリカ外交官の監禁事件、すなわちワード總領事が中共の警察によつて監禁されたというような事件が起きました。また中共に残りましたアメリカ人の生命財産はかならずしも保護されないという懸念が起きました。中共はアメリカに對して極めて冷やかな態度をとつたのであります。

もちろん毛澤東政府がこれをやつた背後にはソヴィエトがあると考えられるのです。当時のアメリカの新聞や雑誌を見ておられますと、アメリカ側が對ソ外交において受身に立つてゐるではないか、というようなことを書いてをります。これは明かにソヴィエトの對策外交の現われだつたと考へられます。今年になつて英國としては、もはやアメリカを待たず中共を承認しました。去年9月アメリカと、承認の時期について話合つたと考えられる英國がもはやアメリカを待つていられないというので、英國だけが先に承認してしまつたのであります。アメリカとしてはこの結果毛澤東政権承認の問題について改めて検討せざるを得ないことになりました。

このことが日本にどういう影響があるかと申せば、一つには日本の對中國貿易の解決が一層難かしくなつたことであります。もう一つには對日講和會議の開催の問題であります。

アメリカといたしましては過去の中國政策を全面的に棄て去つて新たな構想のもとに中國を見直さなければならぬ状態であります。

現在のアメリカの中共に對する政策は依然として白紙だといわざるを得ません。それに反して日本に對する政策が漸時積極的になりつゝあることを認めます。どういう點において積極的になつたかと申せば、最近米國務省の顧問としてダムス氏が對日政策専任の仕事をすることになつたことであります。そのねらいは太平洋にフレンドリーな日本をもつことによつて極東問題解決の強い地盤にしたいといふことであります。これは單に戰略地としての日本という意味よりも、もつと廣い意味であります。アメリカは戰勝國家である。日本は戰敗國家であるという立場から、力づくで日本をアメリカの極東基地にするのではなく日本人の自發的な氣持から世界平和確立のため極東における日本の任務というものを自覺さすべく日本國民を指導しなければならないという考え方によつています。力づくではなくて心

からのフレンドリーなジャパンを作りそれと協力しなければならないという考え方であります。

アメリカのこの考え方に対するものに對し共産黨などはアメリカに對し媚をするものだと何かいう批判をしてをりますが、私たちは私たちの立場においてこの問題を考えることによつて、結論を出す必要があるのです。アメリカでは日米戦争は間違つたといふ人があります。日本人のなかでも心から日米戦争を望んだ人は少數の軍人だけだつたと思います。この二つの國が過去のあやまちを再びくり返さないのみならず進んで手を結ぶことによつて極東問題を解決してゆくならば、極東の將來、太平洋の平和は維持できるに違ひないというのがアメリカ識者の考え方であります。日本人が、自らそう考えるようになるためには日本に對しあまり干涉がましいことをしない方がいゝという考え方が最近のアメリカの一部には起りつゝあります。この考え方方がおのづから日本の今後の占領政策の上に反映することは當然であります。

一番始めに申しましたように占領期間が永びることは日米兩國ともにプラスではないであります。アメリカもこの意味から現在なほ占領政策期間であるにもかゝわらずその政策中に將來のことを考えた政策を織り込んでおります

こういう點こそアメリカの政策を御判断になります様に十分御注意される必要があります。

以上アメリカを中心とした國際情勢について申しあげましたがすでに豫定の時間もすぎましたのでこれをもつて終ることにしたいと存じます。(拍手)

第二回懸賞論文について

課題……新林業政策具體論

昨年9月より募集し本年2月を以て締切つたが今回懸賞論文はその課題が非常に廣汎に亘つた爲めに應募数が非常に少く僅かに10名に過ぎなかつた。

その爲めに常務理事會に於て協議の結果、再募集することとし(但し課題は更めて決定する)。

今回の分については入選者のみを決定して特に甲乙の席次を附さないこととなつた。そして入選者には賞金として金2,000圓宛を贈呈し選外者に對しては薄謝を贈呈することとした。

折角 辛苦、奮つて應募を頂いた各位に對しては氣の毒であるが惡しからず諒とせられたい。

入選 (賞金各2,000圓宛贈呈)

國有林經營合理化

宇都宮大學農學部 大崎 六郎氏

國有林經營合理化についての一考察

名古屋營林局照査課 小松 賢三氏

造林振興策 治山治水協會 遠藤治一郎氏

民有林の造林促進と伐採の適正化

山梨縣造林課長 清川 林三氏

林業機械化

宮川 信一氏

尙以上の各著は本法次號から順次掲載してその内容を紹介する。

昭和25年7月1日

社團法人 日本林業技術協会

原稿募集

本誌は林業技術者の心置きない機關誌です。
どんな原稿でも遠慮なく寄稿して下さい。

研究發表・論評・紹介・隨筆・其の他
何でも結構です、奮つて利用下さい。
○掲載の分には薄謝を呈します。

図書の斡旋

地方在住會員の爲めに圖書の購入斡旋を致します
著者名・書名・發行所等明記の上御申込下さい。
定價と送料の實費だけ申受ます。

古書紹介

古書の譲渡又は譲受を希望される方は著者名・
書名・發行所・希望條件等記入御申込下さい。
本誌に無料掲載致します。

—雑報—

○林業經營指導員の審査要領

民有林の施業調整の爲めに全國に配置されることになつた林業經營指導員の資格決定の要領が發表された。

定員はA. B. C各級の合計 1,372名(來年度に於て更に追加されて最終に於ては 2,347名)であるが、差し當り本年9月1日より配置される豫定であり、その中A級は各都道府縣當り最少3名の見込である。その要領の大要は次の通りである。

1. A級林業經營指導員の資格審査は國が行い、B級及びC級は都道府縣が行う

2. 資格審査は林業一般に關する學科及履歴について行う

3. A級の資格審査は

イ、出願者の受付期間 7月20日—8月5日
(都道府縣を經由して林野廳に提出)

ロ、審査の實施 8月15日—8月16日

ハ、審査は林業一般について行うが特に經營に關する事項を重視する

ニ、審査は筆記審査と口頭審査に分けて實施する

ホ、審査の結果合格者氏名を8月25日發表する

ヘ、審査料は不要

ト、審査を行う場所(別掲)

4. B級及びC級の資格審査は都道府縣知事がその方法実施月日、場所、願書の受付期日等について審査実施期日の一ヶ月以前に公示する

5. 各級の林業經營指導員の資格は各都道府縣間に共通する

6. 資格條件は次の通り

A 級

イ、林業に關する大學を卒業して2年以上林業の實務に從事した者

ロ、林業に關する専門學校を卒業後5年以上林業の實務に從事した者

ハ、甲種農林學校を卒業後9年以上林業の實務に從事した者

B 級

イ、林業に關する大學を卒業後1年以上林業の實務に從事した者

ロ、林業に關する専門學校を卒業後3年以上林業の實務に從事した者

ハ、甲種農林學校を卒業後6年以上林業の實務に從事しその内2年以上經營關係の業務に從事した者

ニ、右と同様以上の技能を有すると知事が認めた者

C 級

イ、林業に關する大學を卒業した者

ロ、林業に關する専門學校を卒業後1年以上林業の實務に從事した者

ハ、甲種農林學校を卒業後3年以上林業の實務に從事しその内1年以上經營關係の業務に從事した者

ニ、右と同等以上の技能を有すると知事が認めた者

備考

イ、應召期間は上述の期間から除かれる

ロ、外地に於て林業關係の職務に從事しつゝ終戦となつたものは昭和20年8月15日以降内地に於て林業の實務若しくは經營の關係の業務に從事するまでの期間は上述期間の通算から除かれる。

7. A級の審査實施場所

北海道—札幌市 近畿—京都市

東北—秋田市 中國—松江市

關東—東京都 四國—徳島市

北陸—新潟市 九州—宮崎市

中部—甲府市

○學術會議會員選舉について

来る12月1日に實施される豫定の學術會議の會員の選舉に關しては目下有資格者の登録手續中であるが林業、林學關係者中から一人でも多く會員を選ぶために有資格者の登録は遺漏のないことが望ましい。尙選舉の對策については日本林學會と吾が林業技術協會が協調して之に當り、共同の候補者を推薦することに決定した。

尙地方區別連絡先を次の通り御依頼することになった。

北海道 日本林業技術協會北海道支部連合會

東北 日本林業技術協會 東北支部

同 奥羽支部

日本林學會 東北支部

關東 學術會議選舉連絡事務所(林業試驗場内)

中部 日本林業技術協會 名古屋支部

近畿 同 關西支部

中國、四國 同 四國支部

同 關西支部

九州 日本林學會 九州支部

日本林業技術協會 九州支部

会務報告

○本會理事追加

去る3月9日總會議決に基いて新定款に依る理事50名の半數は各支部からの推薦に依つて決定することになつて居るが現在迄に推薦あつた理事は次の諸氏である。

前橋支部推薦 溝口爲彦氏（前橋營林局經營部長）
三井鼎三氏（福島縣林務部長）
關西支部〃 島本貞哉氏（大阪營林局經營部長）
荒川潔氏（島根縣山林部長）
九州支部〃 小幡進氏（熊本營林局經營部長）
相馬丑五郎氏（熊本縣林務課長）
長野支部〃 矢澤賴忠氏（長野營林局經營部長）
池田清次郎氏（長野縣林務部長）
名古屋支部〃 相澤洲二氏（名古屋營林局經營部長）
加藤春雄氏（愛知縣林務課長）

○昭和25年度第1回理事會

4月3日午後1時30分—4.30 於本會

出席者 松川理事長以下松原、中川、植杉、平野、公平原、岡島、右田、近江、瀬川、武川、中澤、猪瀬、梅地、各理事 計 15名

松川理事長の挨拶の後松原理事より業務概況の報告を行い次の各項について協議決定した

(1) 昭和25年度事業方針に關する件

3月9日總會に於て決定した事業方針について内容の検討を行つた

(2) 參議院選舉に關する件

今回実施せる、參議院議員選舉に對しては本會としては各種事情に鑑み全然之に干與しないことを決定した
(3) 其他

○第1回常務理事會

5月8日 後1時—5時 於本會

出席者 松川理事長、松原專務理事、植杉、小倉、吉田各常務理事

1. 日科技連理事及び代議員選出の件
2. 第2回懸賞論文の審査に關する件

その他について協議打合を行つた

○第2回常務理事會

7月1日 午後2—5時 於本會

出席者 松川理事長、松原專務理事、中川、植杉、吉田、小倉（代理猪瀬理事）の各常務理事

1. 學術會議會員選舉に關する件
2. 第2回理事會開催の件
3. 第2回懸賞論文審査に關する件

等に就いて協議決定した

○公平理事轉任

本會理事 公平秀藏氏（林野廳林產課勤務）は5月1日附を以て北海道林務部長書記室に轉出された

○特別會員 三浦辰雄氏參議院議員當選

前林野廳長官、本會特別會員三浦辰雄氏は6月4日施行された參議院議員選舉に於て全國區に285,115票獲得し第11位の好成績を以て當選された。

○第2回懸賞論文審査發表

7月1日開催の第2回常務理事會に於て別項發表の通り決定した

支部分會便り

○名古屋支部總會

5月16日名古屋營林局會議室に於て開催し、支部規約の決定、支部長の選出、役員の委嘱等を行つた上今後の支部運営方針その他について協議した、尙當日會員の研究發表會を併せて開催した。役員は次の通り

支部長	名古屋營林局長	野村 進行
委員（常任）	愛知縣林務課長	加藤 春雄
" (〃)	名古屋營林局經營部長	相澤 洲二
" (〃)	計畫課長	井口 五郎
"	富山縣林務課長	曾根 正孝
"	岐阜縣 "	百瀬 凱二
"	名古屋營林局利用課長	田中 重五
顧問		大增 義男
"		森 三郎

○關西支部總會

5月17日京都大學農學部講堂に於て開催、支部細則の改正役員の選出、林業技術振興決議を行い支部の運営に關して活潑な討議を行つた、尙午後は佐藤彌太郎氏及大毎編集主任高橋信三氏の特別講演があつて盛況裡に終了した。（詳細は次號）

○九州支部總會

5月19日熊本營林局會議室に於て開催された（本號26頁参照）

○東北支部總會

来る8月2日青森市に於て開催の豫定

○長野支部總會

期日は未だ決定して居ないが9月頃開催の豫定を以て支部に於て計畫中

○分會の活動

鳥取縣分會に於ては縣森連會長石谷貞男氏、縣林務課長加納英一氏等が中心となつて縣内林業技術關係者を糾合して大分會を組織すべく企畫中である
又新潟縣分會に於ても津田林務課長が中心となつて積極的な活動を興すべく畫策して居る。

刊行案内

林業技術シリーズ

(×は品切れ)

- ×No. 1 苗畑に於ける針葉樹稚苗の立枯病 價36圓 〒10圓
- ×No. 2 厳寒期に於ける黒炭窯の構築に就て 價25圓 〒10圓
- ×No. 3 どんぐり味噌製造に關する研究(1) 價25圓 〒10圓
- ×No. 4 スギ挿木苗木の根癌腫病 價35圓 〒10圓
- ×No. 5 松の害虫と驅除 價50圓 〒10圓
- ×No. 6 水源の雨量に就いて 價25圓 〒10圓
- No. 7 薪炭林の施業法改善 價60圓 〒10圓
- No. 8 ヒノキの抜根試験 價40圓 〒10圓
- No. 9 合板用接着剤 價30圓 〒10圓
- No. 10 スギヒノキ一年生造林成績 價30圓 〒10圓
- No. 11 水源涵養と森林 價75圓 〒15圓
- No. 12 とちの化學 價20圓 〒10圓
- No. 13 主要林木の品種問題 價30圓 〒10圓
- No. 14 菌根の話 價25圓 〒10圓

林業解説シリーズ

凡そ林業に關する限り、最も読み易い最も新しい、而も役に立つ讀物……

毎月一回發行 (林業解説編集室編集)
定價・各冊共一部30圓・送料3冊迄6圓
豫約購讀料・12冊分 送料共 〒400圓

既 刊 (×は品切)

- × 1 北海道森林統計圖表 編集室
- × 2 加工用木材 北村義重
- × 3 用材の生産 加納一郎
- × 4 えぞまつ・とゞまつ 館脇操
- × 5 北海道林業人名帖 編集室
- × 6 坑木 加納一郎
- × 7 山火事 座談會
- × 8 ばるぶ工業 小林準一郎
- × 9 森林と農地 林常夫
- × 10 輸出木材事情 植松健郎
- × 11 施業案の今昔 南部一郎
- × 12 森林は誰のものか 八谷正義
- × 13 北海道森林統計圖表 再版
- × 14 景觀八十年 諸名家
- × 15 防雪林 伸野光吉
- × 16 大雪山國立公園 原田泰
- × 17 日本の森林帶 吉良龍夫
- × 18 世界の森林資源 加納一郎
- × 19 常綠廣葉樹林 今西錦司
- × 20 阿寒國立公園 館脇操
- 21 野鼠 犬飼哲夫
- 22 地上の雪齊藤練一
- 23 北方針葉樹林 近藤助
- 24 森に働く人々 金森功成
- 25 日本林業隨想 三浦辰雄
- 26 猿内田登一
- 27 森林の蟲害 井上元則
- 28 アメリカの林業 清水元

刊行案内

林業技術叢書

- 元山林局技師 田中 第二著
 第1輯 森林土木 第一卷 林道の設計
 定價 135圓 (會員 120圓) 〒15圓
- 元青森營林局長 山内倭文夫著
 第2輯 日本造林行政史概説
 定價 180圓 (會員 160圓) 〒15圓
- 林野廳治山課長 藤村 重任著
 第3輯 日本森林資源の分析
 第一部 森林所有形態
 定價 55圓 (會員 50圓) 〒15圓
- 宇都宮大學教授 大崎 六郎著
 第4輯 森林組合の在り方
 定價 40圓 〒10圓
- 農林技官 白井彌榮著
 第5輯 植物の生理と接木の實際
 定價 110圓 (會員 100圓) 〒15圓

林業普及叢書

- (林野廳編)
 仰木重藏著
 施業案の話
 價 10圓 〒10圓

其の他

- 丸太材積表 本會版
 價 32圓 〒10圓
- 寫眞測量學會發行
 空中寫眞測量の手引
 價 220圓 〒30圓
- 私たちの森林
 定價 學生 30圓
 一般 50圓

私たちの森林

學生 三十圓
 一般 實費 五十圓
 A5判 130頁 美裝
 原色刷10數葉挿入

戦後の日本林材界が世界に誇る最大の業績!!
 一讀賞讃、誰れにも推奨して憚からぬ名書!!

ラジオ・新聞でも絶讚
 米國にも紹介された

として林材界は勿論、一般出版界に一大反響を呼び起した此の「私た

編纂委員

文部省初等中等教育局 中等教育課 農林省林業試験場長 東京大學教授 農學博士	大橋秀雄 吉田正男
東京大學農學部 林學科主任教授農學博士	中村賢太郎
厚生省國立公園部 環境森林學研究所 東京教育大學教授 附屬小學校主事	江山正美
日本木材加工技術協會長 東京大學教授 農學博士	佐藤保太郎
日本大學農學部長 林務部長	三好東一
日本大學農學部長 教育大學教授 文部省教科書編纂委員	三浦伊八郎
	三苦正雄

(いろは順)

私たちの森林」は、戦後林業復興の一つの記念事業として、官學・民一體となつて刊行されたもので、林材界に携はる者は職域のいかんを問はず總ての人が必讀すべき書として推奨されている斯界絶讚の書!!

緊急御申込近切
甘萬部賣切
申込近切
!!

東京・千代田・永田町2の1
日本林業技術協会内
振替口座東京 170399番

私たちの森林刊行會

林業技術シリーズ

第11号から以降は林野廳研究普及課で編集して居ます、從前同様本會で印刷發行します。

各冊共近く印刷が出來上ります

No. 11 水資源と森林

理博・平田徳太郎著 價75圓 〒12圓

No. 12 ごちの化學

藤田信夫著 價20圓 〒6圓

No. 13 主要林木の品種の問題

田中波慈女著 價30圓 〒6圓

No. 14 菌根の話

河田弘著 價25圓 〒6圓

社團法人 日本林業技術協會

編輯室より

◇來年の5月には本會も創立30周年を迎へる。此の年月の内には幾多の消長はあつたがその歴史の古いこと、その生ひ立ちが極めて自然的であつたこと。會の運営が常に林業技術者の高い純情に依つて勤かされて來たこと——等に於て本會は他に類例を見ることは誇つていゝであらう。◇一時は休眠から不眠へと移行せんとした本會が最近二、三年の間に役員や會員すべての努力に依つて漸く本然の姿に立ち直らんとする時此の意義ある30周年を迎へることは何と云つても芽出たいことである。

折角此の機會を一層意義あらしめ更に將來本會發展の一歩踏とすべく本部は盡策中であることをお傳へしたい。近く開催の第2回理事會も此の事が最も大きな議題である。

林業技術 第105號
(改題第12號)

昭和25年7月15日印刷
昭和25年7月20日發行

頃價 40圓
(送料共)

編集發行人 松原茂
印刷人 水野義男
印刷所 三立印刷株式會社

發行所 社團法人 日本林業技術協會
東京都千代田區永田町2丁目1番地
電話(57)9002番 振替東京 60448番

—1951年—

林業手帖

目下資料蒐集中一本年はもつと素晴らしいものを作るべく準備して居ます。

近く豫約を開始します
今年こそは是非申込漏れのない様に……

× × ×

銀のバッヂ 〒共150圓

× × ×

社團法人 日本林業技術協會

鷄の文化住宅 吉井信著

—簡易バタリー養雞の手引—

價20圓 〒6圓 (林業技術協會内) 外林會

會員募集

會員には本誌を無料で配布します

會員には本會發行圖書の割引があります

會費 年額200圓
(學生150圓)

◇前號(104號)も普通通りの部數(9,000部)を刷つたが後から後から申込が殺到して遂に出盡してしまい一冊の餘裕も無くなつた後から申込まれた會員には誠に申譲ない次第だが實はこんなに急に會員が増えるとは思はなかつた、嬉しい悲鳴であつた。次號からはうんと増冊して斯様な御迷惑をかけない様にします。

◇技術叢書やシリーズも暫く停滯した形だつたがこれからどしどし出す計畫を持つて居る。

◇昨年好評だつた林業手帳はもつともつと内容を充實する豫定を以て目下資料の蒐集中である。併せてその製本や大きさ、體裁最も素晴らしいものを計算して居る、昨年よりもよつと値段が張るかも知れないが大いに期待して頂きたい。そして豫約漏れがない様に會員以外の各位にも充分周知して頂くことをお願して置く。

森 林 作 業 法

東大教授 農學博士 中村賢太郎著 A5判204頁上製函入 價280円 $\frac{1}{2}$ 35円 [最新刊]

森林作業法を分類し、その得失を詳細に検討して、作業法選択の基準を與え、ドイツに於ける天然更新法發達の沿革を紹介し、天然林の本質を論じて、本邦天然生林の取扱方法をそれぞれ例をあげて解説せるもので、施業の合理化に役立つ好著である。

農 林 地 質 學

兵庫教授 農學博士 佐伯 秀章著 A5判380頁上製函入 價450円 $\frac{1}{2}$ 35円 [最新刊]

本書は農林學向きの地學である。礦物篇、岩石篇、風化と土壤篇、地質と土壤篇、土壤堆積篇、土壤侵蝕篇、海洋地下水水篇、實驗篇に分つて農林學と地學を融合せしめ、更に應用の方面に進み、最後に顯微鏡による岩石、礦物の鑑定法を平易に記述した農林地質の最新書。

森林保護學	沼田 大學著	砂防造林	原 聖 著	特用樹種	倉田益二郎著
林木育種	上 佐藤敬二著 下 上 330 下 420円	森林土壤學	芝本武夫著	農用林概論	中島道郎著
實踐育林學	中村賢太郎著	造林學概論	中村賢太郎著	松喰蟲防除精說	井上元則著

東京神田錦町一の一〇

朝 倉 書 店

振替 東京 八六七三番

昭和二十五年七月二十五日發行 隔月一回發行

林業技術 第一〇五號

(興林こだま改題第十二號)

農學博士 吉田正男著	林學講義	¥ 600圓 $\frac{1}{2}$ 65圓	
訂正理論森林經理學	三浦博士著	¥ 250圓 $\frac{1}{2}$ 35圓	
內容著者は嚴密なる方法論的見地に立ち、現在吾人の有する森林經理の本質を深く掘り下げて検討吟味し又殊に所謂法正林思想の實體を直視し更に進んで森林經理をば現實的合理的なる基礎の上に打ち建て以つて當面とする問題打開せんと試みた(配本9月)	德川博士著	江戸時代造林技術の史的研究	¥ 200圓 $\frac{1}{2}$ 35圓
吉田博士著 林價算法及較利學	内田博士著	實用田畠測量法	¥ 95圓 $\frac{1}{2}$ 20圓
中村博士著 育林學原論	宇野博士著	竹材の性質と其利用	¥ 共 70圓
中村博士著 造林學隨想	岩出亥之助著	理論椎茸培養法	¥ 150圓 $\frac{1}{2}$ 35圓
中村博士著 擇伐作業論	同 著	食用菌蕈類と其培養	¥ 350圓 $\frac{1}{2}$ 35圓
佐藤敬二著 造林學原論	伏谷博士著	砂防工學原論	¥ 250圓 $\frac{1}{2}$ 35圓
島田博士著 林政學概要	鈴木博士著	火災學	¥ 共 565圓
島田博士著 アメリカ林業發展史	森博士著	自然科學概論	¥ 共 140圓
島田博士著 林業簿記及收益評定論	大谷博士著	天氣豫報(隨想)	¥ 共 150圓
	北島博士著	椎茸・ナメコ・榎茸の人工栽培法	¥ 共 185圓

東京港區赤坂
二ツ木町

地球出版株式會社

振替 口座
東京 195298

頒價 四十圓 (送付)